

**吾妻広域都市計画圏
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針**

**中之条都市計画区域
長野原都市計画区域
草津都市計画区域
吾妻都市計画区域**

平成27年5月

群馬県

新しい都市計画区域マスタープランの概要

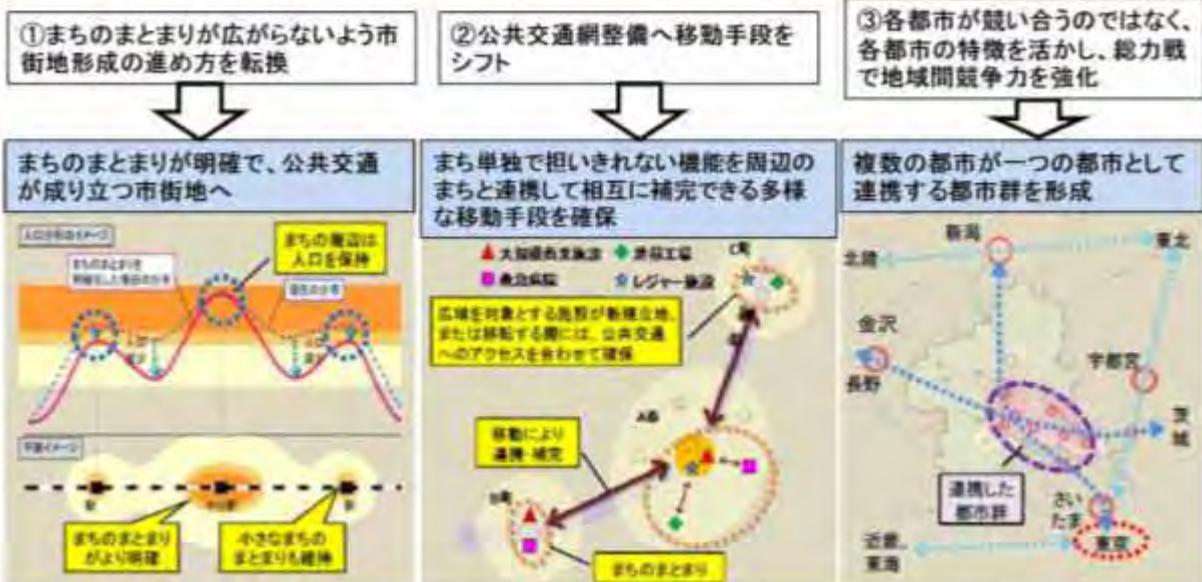
(1) 都市計画区域マスタープランとは

- 都市計画法(第6条の2)に基づき、県が定める法定計画で、「都市計画区域における都市づくりの基本的な方向性」を定める。
- 効果
 - ・マスタープランに位置付けがないと、市街化調整区域から市街化区域への編入ができない。
 - ・市町村都市計画マスタープランや個別都市計画(道路や用途地域など)は、マスタープランに即して定めることになる。

(2) 見直し方針

人口減少と高齢化が同時に進行する局面でのまちづくりの方向性を示した「ぐんま“まちづくり”ビジョン」を踏まえ、**「人口増加時代のまちづくり」から転換し、「人口減少局面でもぐんまらしい持続可能なまちづくり」が行えるよう、群馬県として広域的な見地から取り組むべき都市計画の方向性を示す。**

(3) 今回の見直しでどのようにまちづくりを転換するのか



(4) 主な変更内容(どのようにして変えていくのか)

人口減少局面では個々の解決策では、まち全体の活気が維持できなくなるため、まち全体で不都合な部分が生じないように個別施策間の調整が必要。

【広域で計画をつくります】	【部分最適から全体最適を目指します】
	<p>工業地 高速道路インターチェンジ周辺や、幹線道路沿線等の、広域ネットワークへのアクセス環境が、整った地区に配置する。</p> <p>住宅地 郊外部における住宅地の開発は、原則抑制する。</p> <p>商業地 郊外での大型商業施設は、原則、抑制するが、まち全体で不都合が生じないように、広域的な観点から、既存の商業に影響を及ぼさないことなどが、整理された場合のみ、設定することができる。</p>

< 目 次 >

第1編 広域都市計画マスタープラン

1. 計画の役割・位置づけ	1
2. 都市計画の目標	3
2-1 群馬県における都市づくりの基本的な考え方	3
(1) 群馬県における総人口及び人口分布の変化	3
(2) 群馬県における広域的な課題	5
(3) ぐんまのまちづくりのあり方	6
(4) 広域都市計画圏でのマスタープランの策定	14
2-2 計画対象区域と目標年次	17
(1) 計画対象区域の範囲と位置	17
(2) 目標年次	17
2-3 広域都市計画圏の現状と課題	18
(1) 広域都市計画圏の現状と課題	18
2-4 吾妻広域都市計画圏の都市づくりの基本理念	20
(1) 都市づくりの目標	20
(2) 目指すべき都市構造と市街地像	22
3. 区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針	28
(1) 区域区分の有無	28
4. 主要な都市計画の決定の方針	29
4-1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	29
(1) 主要用途の配置の方針	29
(2) 土地利用の方針	30
4-2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	33
(1) 交通施設の都市計画の決定の方針	33
(2) 下水道の都市計画の決定の方針	35
(3) 河川の都市計画の決定の方針	35
(4) その他の都市施設の都市計画の決定の方針	36
4-3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	36
(1) 主要な市街地開発事業の決定の方針	36
4-4 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針	37
(1) 基本方針	37
(2) 主要な緑地の配置の方針	37
(3) 主要な緑地の確保目標	38

第2編 都市計画区域毎の方針

・中之条都市計画区域	40
・長野原都市計画区域	41
・草津都市計画区域	42
・吾妻都市計画区域	43

第1編 広域都市計画マスタープラン

1. 計画の役割・位置づけ

1-1 都市計画区域マスタープランの役割

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下、「都市計画区域マスタープラン」という。）」は、都市計画法第6条の2の規定に基づき、都道府県が、「都市計画区域における都市づくりの基本的な方向性」を定めるもので、都市計画基礎調査の結果などを踏まえ、おおむね5年毎に見直しを行っている。また、都市計画区域マスタープランを定めることで、次のような効果が生じる。

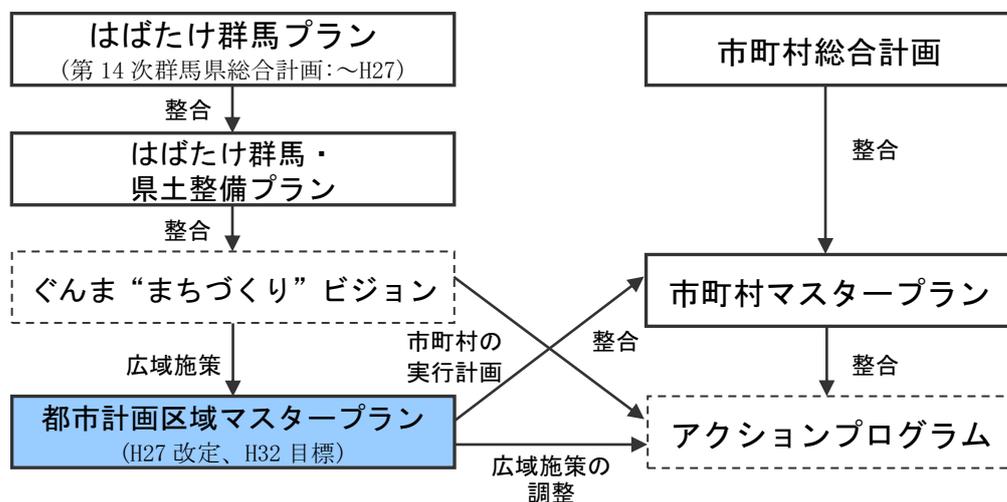
- (1) 市町村が、都市計画法第18条の2の規定に基づいて策定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下、「市町村マスタープラン」という。）」、及び都市再生特別措置法第81条の規定に基づいて策定する「住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図る計画（以下、「立地適正化計画」という。）」は、都市計画区域マスタープランと整合させることとなる。
- (2) 個々の都市計画（道路や用途地域など）は、都市計画区域マスタープラン及び市町村マスタープランに即して定めることとなる。
- (3) 都市計画区域マスタープランに位置付けられた内容に即して市街化調整区域から市街化区域への編入を行う。

1-2 都市計画区域マスタープランの位置づけ

群馬県においては平成23年3月に県の総合計画である「はばたけ群馬プラン」が策定され、これを踏まえて、人口減少、高齢化が同時に進行する局面における「ぐんまらしい持続可能なまちづくり」を進めるための取組内容を示した「ぐんま“まちづくり”ビジョン」が平成24年9月に策定された。

これからのまちづくりは、市町村マスタープランや「ぐんま“まちづくり”ビジョン」を具体化する実行計画として策定する「アクションプログラム」に基づいて、人口減少と高齢化の進展する中で市町村が抱える課題に対する必要施策等が進められることになる。

一方、市町村の枠組みを越える広域的な問題や課題への対応、また、広域的な観点からの都市づくりの考え方や方針などについては、都市計画区域マスタープランで位置づけられ、これに基づいて広域的な市町村の調整等を図りながら、まちづくりが進められることとなる。



図表1 都市計画区域マスタープランと関連計画との関係

2. 都市計画の目標

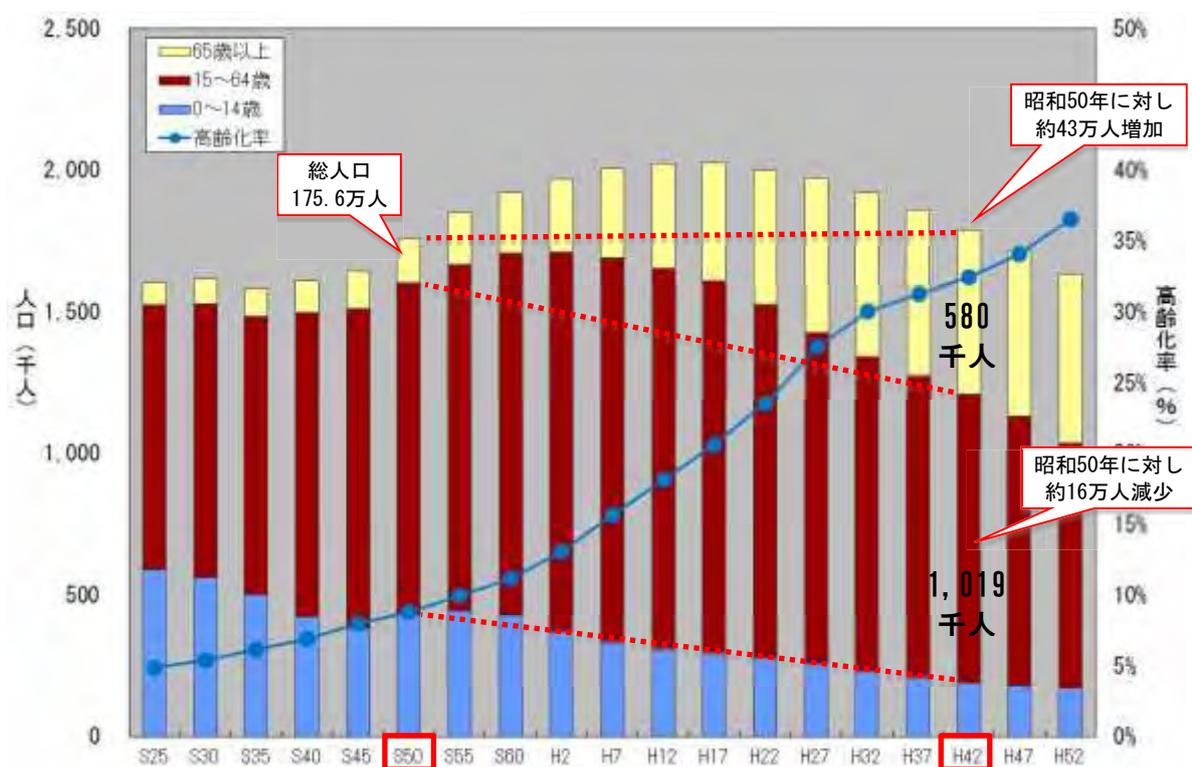
2-1 群馬県における都市づくりの基本的な考え方

(1) 群馬県における総人口及び人口分布の変化

本県の総人口は、平成 16 年(2004 年)の 203.5 万人をピークに減少に転じており、平成 42 年(2030 年)には昭和 50 年(1975 年)の人口 175.6 万人とほぼ同程度まで減少すると推計されている。

人口構成を比較すると、昭和 50 年には生産年齢人口が 117.4 万人であったが、平成 42 年には約 16 万人減少し、101.9 万人となっている。一方、高齢者人口は昭和 50 年には 15.4 万人であったのが、平成 42 年には約 43 万人増加し、58.0 万人となっている。

昭和 50 年と平成 42 年で人口規模は同程度となっているが、支えられる高齢者数は 4 倍に増加するが、高齢者を支える働く人々は減少することが見込まれている。

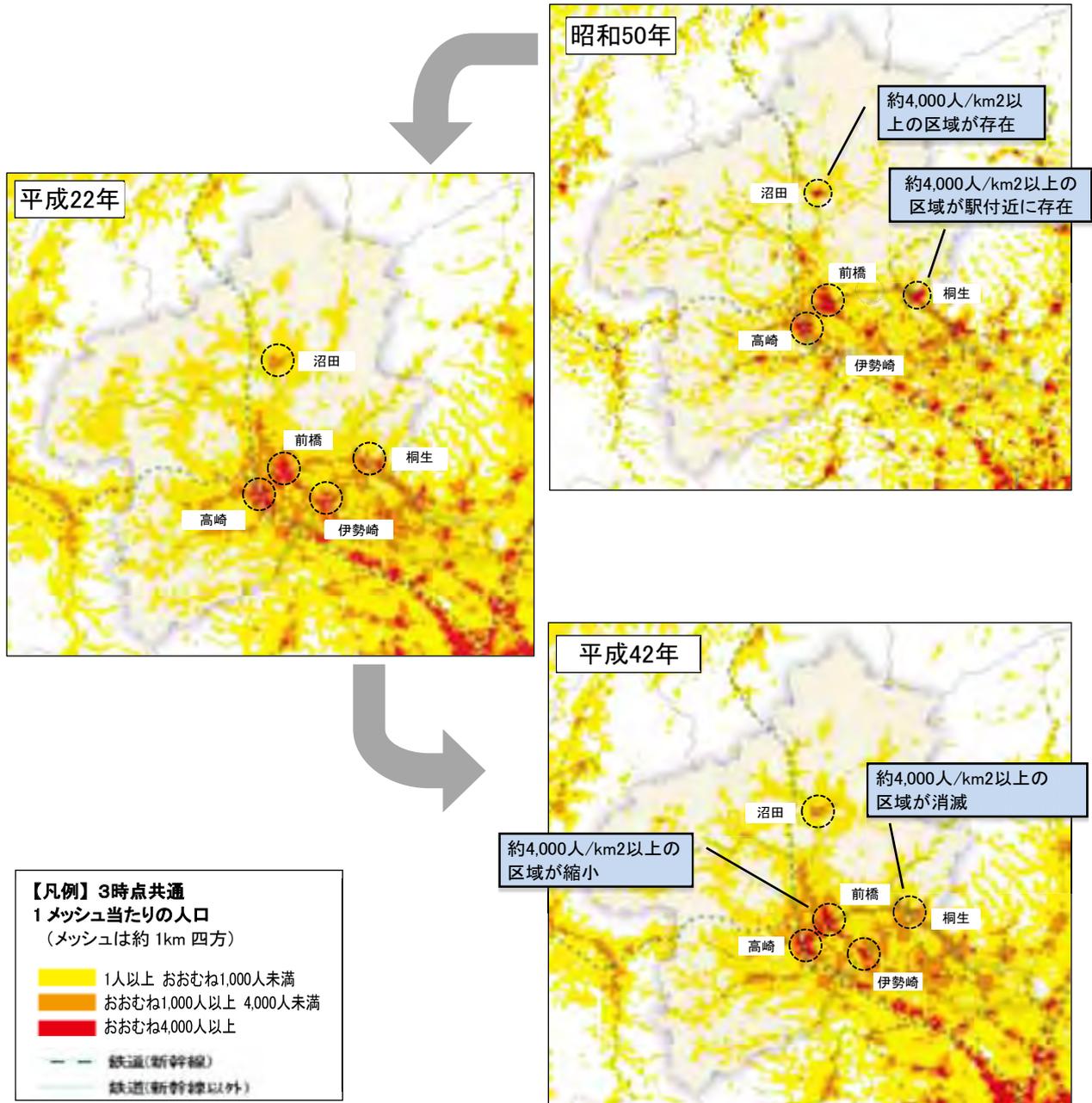


資料：「国勢調査」及び県統計課「群馬県年齢別人口統計調査」、平成 27 年以降は、国立社会保障・人口問題研究所(平成 25 年 3 月推計)より作成

図表 2 群馬県の人口と高齢化率の推移

また、人口分布に注目すると、人が住んでいる範囲が大きく拡大してきた一方で、今後は主要都市の中心部の人口密度が低下している。昭和 50 年には 4,000 人/km²の区域が存在していた桐生市や沼田市の中心部では、平成 22 年にはそれらの区域が減少しており、平成 42 年には消滅することが想定され、また、前橋市や高崎市などにおいても、4,000 人/km²の区域が縮小することが想定されている。

これらの要因としては、日常的な利用交通手段として自動車が普及したことで、地価が安い郊外での住宅建設が進んだことなどが考えられる。



資料：将来人口は、平成 17 年国勢調査に基づく国立社会保障・人口問題研究所の中位推計を元に、平成 42 年時点について、関東ブロックの総人口によりトータルコントロールして配分

図表 3 平成 22 年と平成 42 年・昭和 50 年の人口分布 (約 1km メッシュ)

(2) 群馬県における広域的な課題

群馬県ではこれまでの人口増加により、拡散した都市構造が形成されてきたが、今後、人口集中地区（DID）は各都市とも鉄道軸沿いを中心に縮小する一方、人口密度の低いエリアの拡がりには殆ど変化がなく（人が住む範囲は縮小しない）、都市中心部の人口密度は低下し、郊外部は人口密度が低いまま拡がると想定され、次のような問題・懸念への対応が課題となっている。

- これまでの低密度に拡散した都市構造により、今後は公共交通が維持できなくなり、高齢者をはじめとして、買い物弱者などの交通弱者が増加し、県民の生活利便性が低下、また、移動時間の増加に伴って移動コストが増加することにより家計が圧迫されるなど、快適で豊かな暮らしの維持ができなくなる恐れがある。
- 高齢化が急速に進む一方で、生産年齢人口が減少し、高齢者等を支えるコミュニティを維持することができなくなるほか、拠点性など魅力の低下により中心市街地などでは居住人口が一層減少し、コミュニティが崩壊する恐れが懸念される。
- 生産年齢人口の減少による労働力の減少や消費の減少により、企業や商業施設が撤退し、空き家や空き店舗、空き地の増加が見込まれ、特に中心市街地などでは、空き店舗等が増加し、治安や景観など生活環境が悪化する一方、郊外においては依然として開発による自然環境や景観の悪化が懸念される。
- 低密度に拡散した都市構造では、移動手段として自動車の依存率が高い状態は、二酸化炭素の排出量が多くなるなど、地球温暖化による気候変動リスクの一因となると考えられており、集中豪雨等の自然災害が増加し、安全で安心な暮らしが維持できなくなる恐れがある。
- 生産年齢人口の減少による消費の減少により、企業や商業施設の撤退が起こり、第三次産業が衰退し、雇用の減少や縮小が発生するほか、移動コストの増加など家計を圧迫することにより余暇活動等が縮小するなど、豊かで快適な暮らしの維持ができなくなる恐れがある。

(3) ぐんまのまちづくりのあり方

① 望ましい「ぐんまのまち」の将来像

ぐんま“まちづくり”ビジョンでは、群馬の社会資本整備に関する県民意識アンケートやワークショップで頂いた意見をもとに、「ぐんまのまち」の将来像を以下のように定められている。

ぐんまらしい持続可能なまち
～まちの“個性”を活かして“まちのまとまり”をつくりだします～

「ぐんまらしい」とは、ぐんまのまちの個性を活かすこと

【県民意見】

歴史文化を活かした地域づくりを。
古い歴史や安らぎの空間を大切にしたい。
工業力や技術力を活かしたい。
産業・歴史文化・生活環境・農業のバランスがとれた地域に。

「持続可能なまち」とは“まちのまとまり”をつくり次のような社会が継続

1. 多様な交通手段を選択できる社会

【県民意見】車がないと移動しにくい、高齢化に備えバスを便利に。道路だけでなく鉄道・駅も活性化を。

2. 医療、介護、教育施設が整っている社会

【県民意見】子どもが伸び伸び育ち学べる地域に。

3. 人と人のつながりが確保できる社会

【県民意見】街ににぎわいが戻り活性化を。中心市街地を安心して歩けるように。

4. 自然と共生している社会

【県民意見】自然豊かな都市を大切にしたい。

5. 多様な就業機会が確保できる社会

【県民意見】街ににぎわいが戻り活性化を。工業力や技術力を活かしたい。

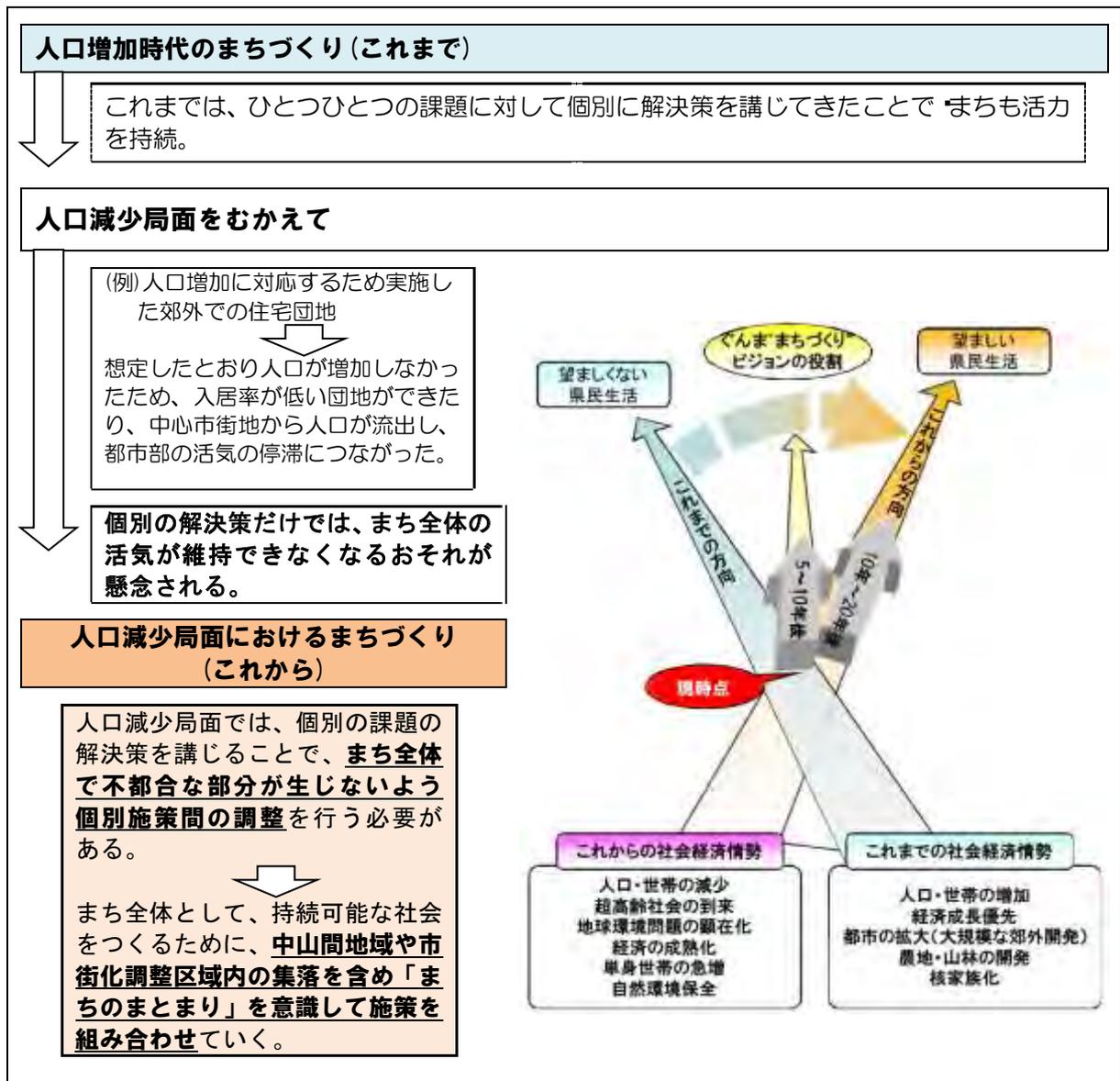
6. 再生エネルギー活用など低炭素社会

【県民意見】リサイクル等が進み、資源を有効利用できるように。地球温暖化への取組を。

図表4 ぐんま“まちづくり”ビジョンにおける将来像

② 将来像実現のためのまちづくりの進め方

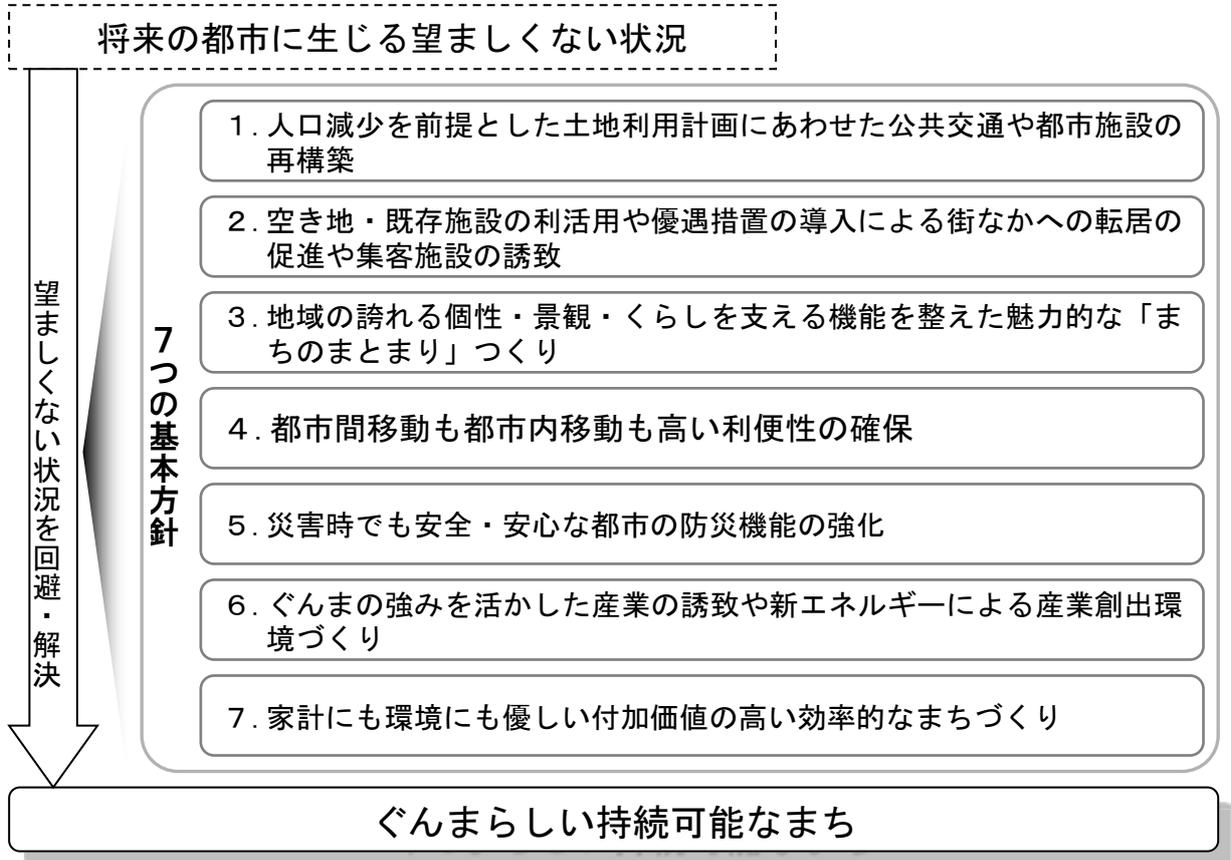
ぐんま“まちづくり”ビジョンでは、人口減少と高齢化が同時に進行する局面においては、個別施策間の調整をしながら、まちのまとまりを意識して施策を組み合わせることにより、まちづくりを進めることとしている。



図表5 人口減少と高齢化が同時に進行する局面でのまちづくりの進め方の転換

③ 将来像実現に向けた基本方針

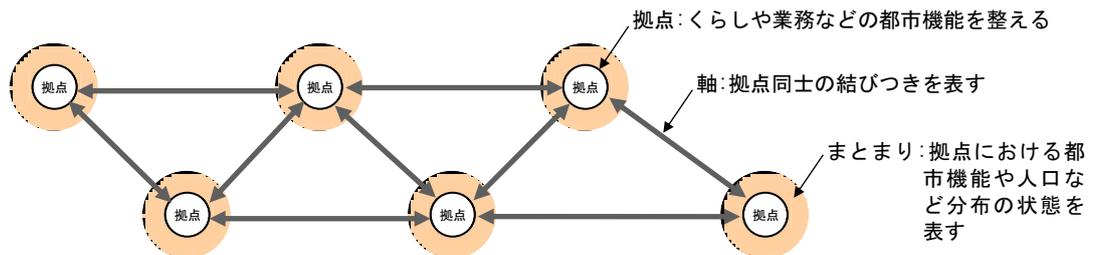
ぐんま“まちづくり”ビジョンでは、人口減少と高齢化が同時に進行する局面において、県民の暮らしや行政運営に生じる好ましくない状況を回避し、望ましい「ぐんまのまち」の将来像を実現するための7つの基本方針を次のように定めている。



図表6 ぐんま“まちづくり”ビジョンで掲げる将来像実現に向けた基本方針

広域的な課題を解決し、ぐんまらしい持続可能なまちの実現に向けて、ぐんま“まちづくり”ビジョンの7つの基本方針を踏まえ、群馬県としても広域的な視点でまちづくりを転換し、望ましい都市構造の形成をめざす。

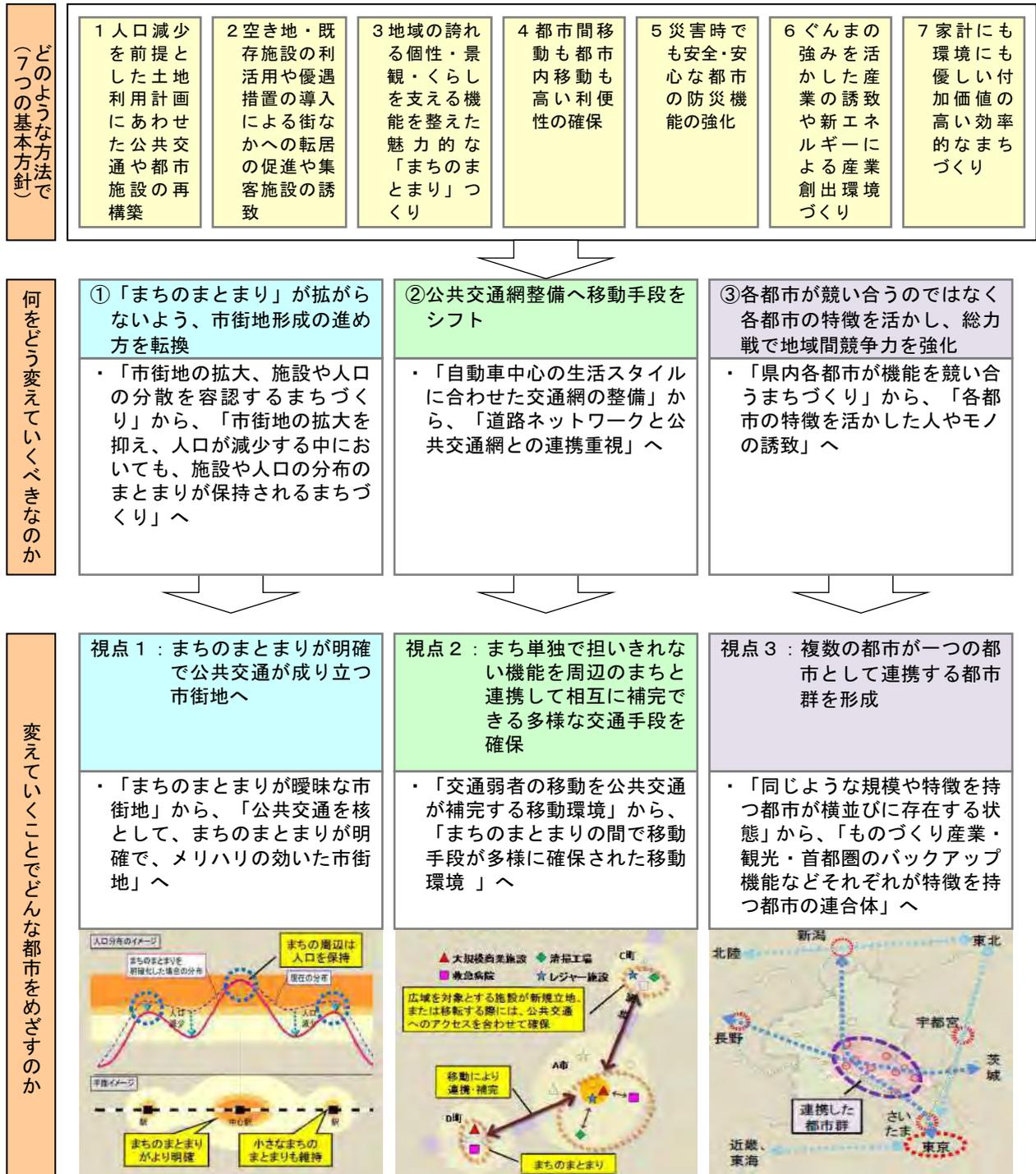
本書では、都市構造をくらしや業務などの都市機能を整える「拠点」、拠点同士の結びつきを表す「軸」、拠点における都市機能や人口などの分布状態を表す「まとまり」で表現し、広域的な視点で7つの基本方針により、どのようにまちづくりを転換するか示す。



図表7 拠点・軸・まとまりのイメージ

④ まちづくりの転換の考え方と目指すべき都市構造

基本方針を踏まえ、群馬県における広域的課題を解決し、将来像実現に向けて、まちなまとまりを意識しながら施策を組合せ、次のような都市構造が形成されるように、徐々にまちづくりの転換を図っていくものとする。

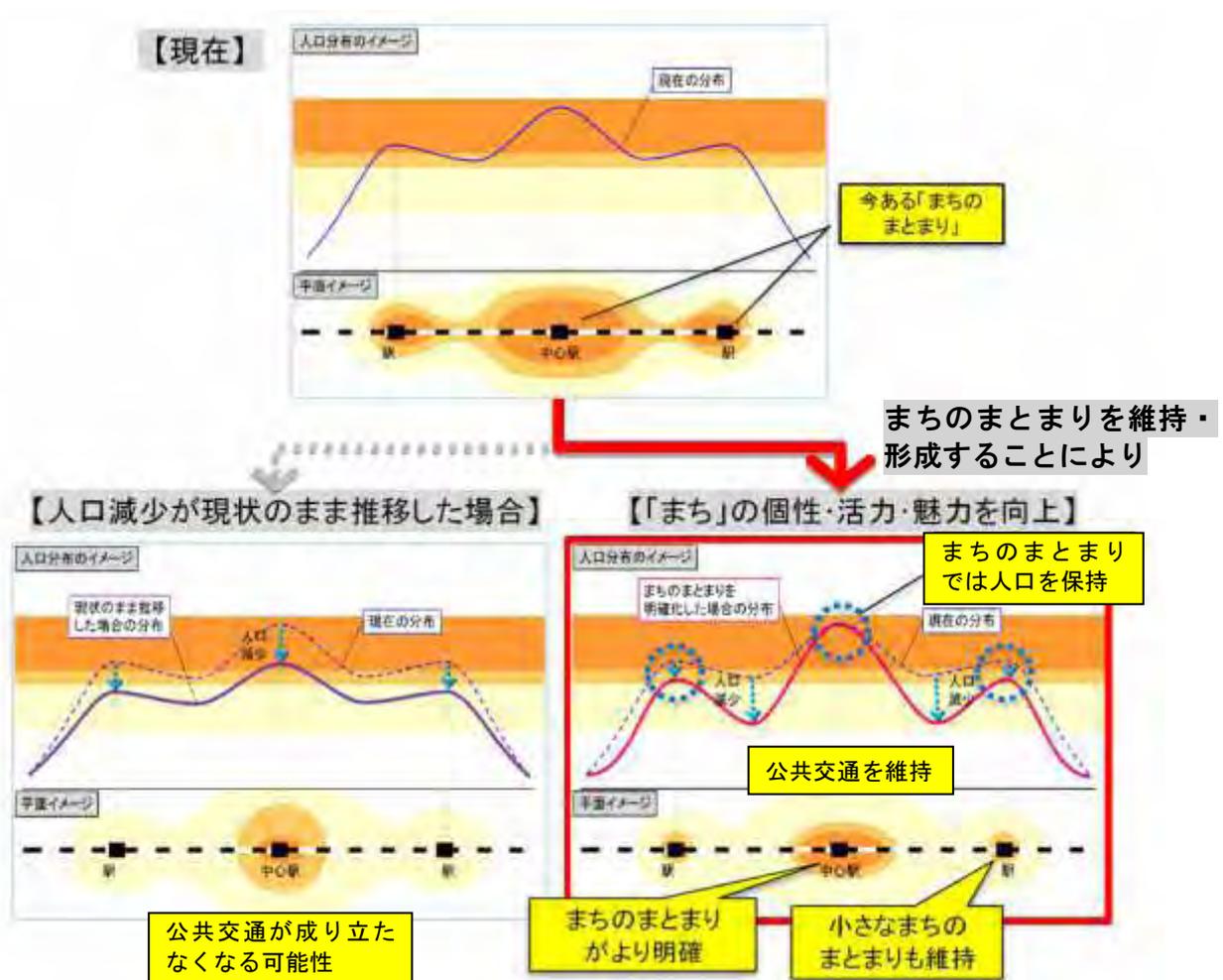


図表8 基本方針を踏まえたまちづくりの転換イメージ

視点① まちのまとまりが明確で、公共交通が成り立つ市街地へ

人口減少と高齢化が現状のまま推移すると、まちのまとまりが曖昧な市街地が連続し、「まち」の活力を維持することが難しくなる。このため、市街地の拡大を抑え、都市基盤の維持管理を効率化するとともに、公共交通が成り立つよう「まちのまとまりを明確化」する。

「まちのまとまり」は現状人口も集積している既成市街地や合併前の役場のまわりなどに形成していく。さらに、まちのまとまりを形成するにあたっては、人々が将来にわたり住み続けたいくなるよう、自然や歴史・文化などの資源を発掘し、「まち」の個性や景観などの魅力を高めていく。

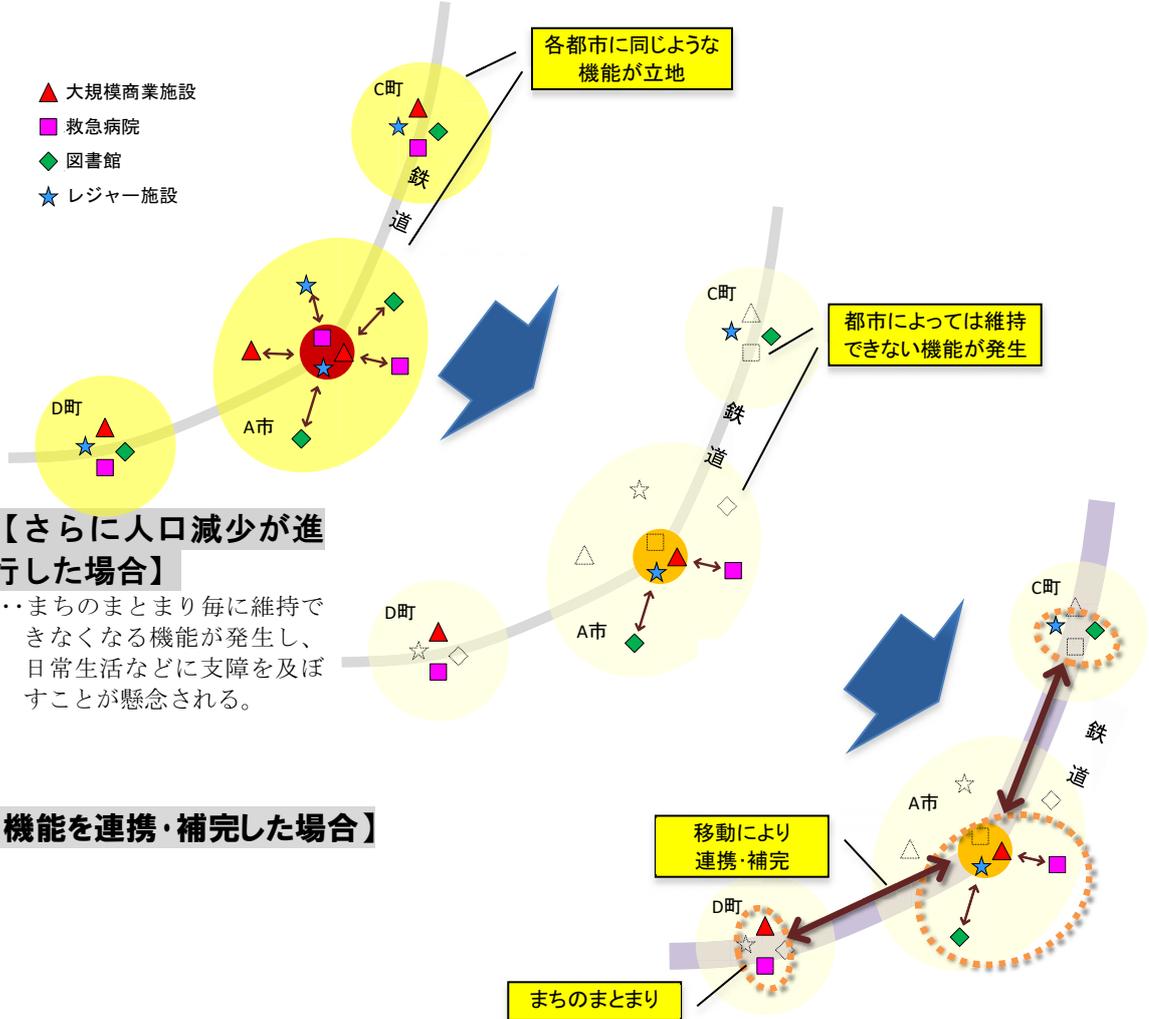


図表9 人口分布で表現した「まちのまとまりが明確な市街地」の形成イメージ

視点2 まち単独で担いきれない機能を周辺のまちと連携して相互に補完できる多様な交通手段を確保

人口減少下では、「まちのまとまり」ごとにあらゆる種類の施設を整備、維持し続けることは難しくなる。不足する施設は、近接する「まちのまとまり」が連携することで、相互に機能を補完できる。

【現状：人口減少が進行】

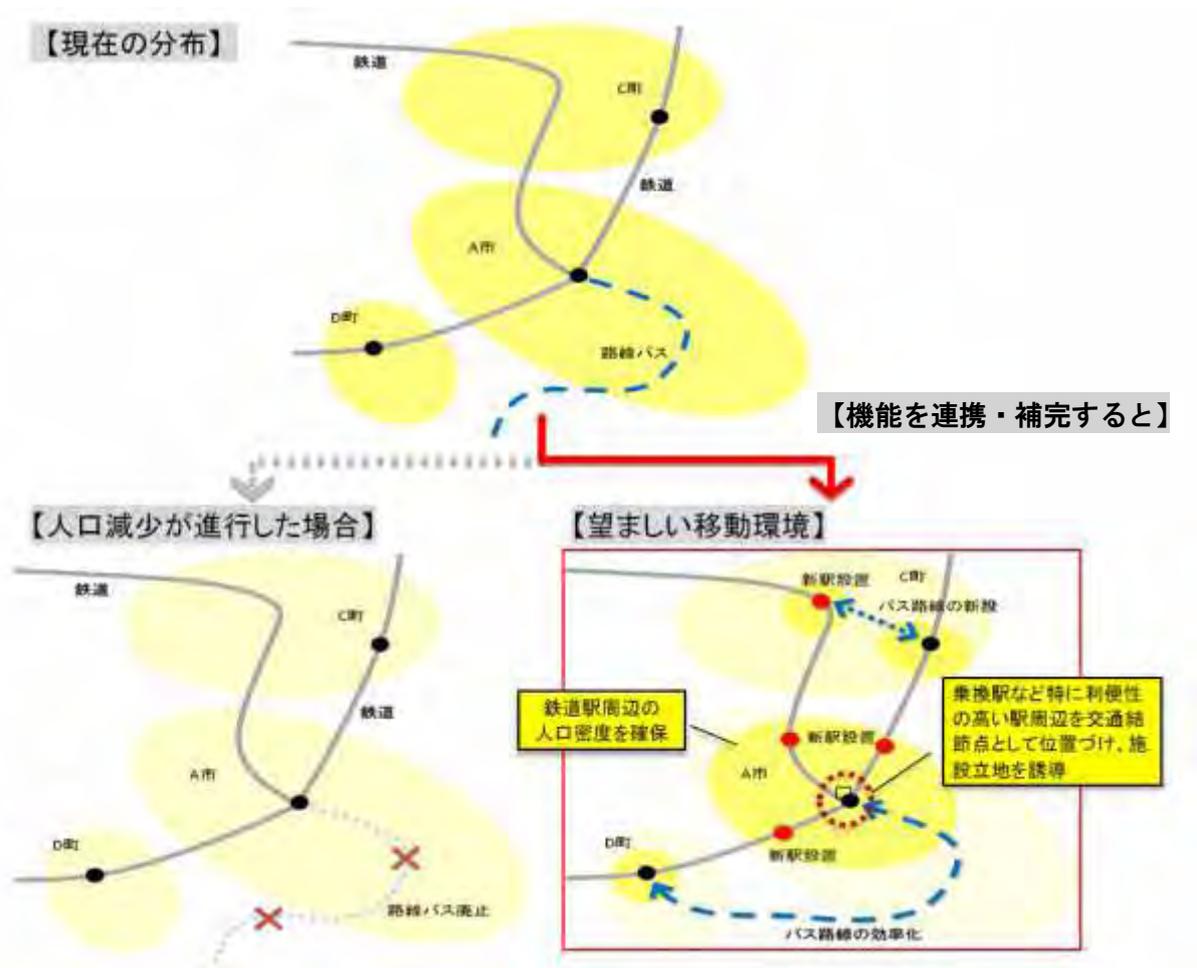


図表 10 鉄道等を活用した「まちのまとまり」間での機能の連携・補完イメージ

また、「まちのまとまり」間で機能を連携・補完するためには、移動手段の確保が不可欠となる。自動車が運転できない高齢者などの移動も想定しながら、多様な交通手段の確保が求められる。

現在、人口は鉄道沿線を中心に集積していることから、鉄道を中心に、地域の実情に応じて路線バス等その他の公共交通サービスを組み合わせて移動手段を確保する。

誰でも利用できる公共交通事業の経営が成り立つように、駅など交通結節点周辺における人口密度を維持するとともに、まちのまとまり間を利用者ニーズに沿うよう効率的につなぎ、乗り換えを便利にするなど、利便性をさらに向上し利用者増を図る。

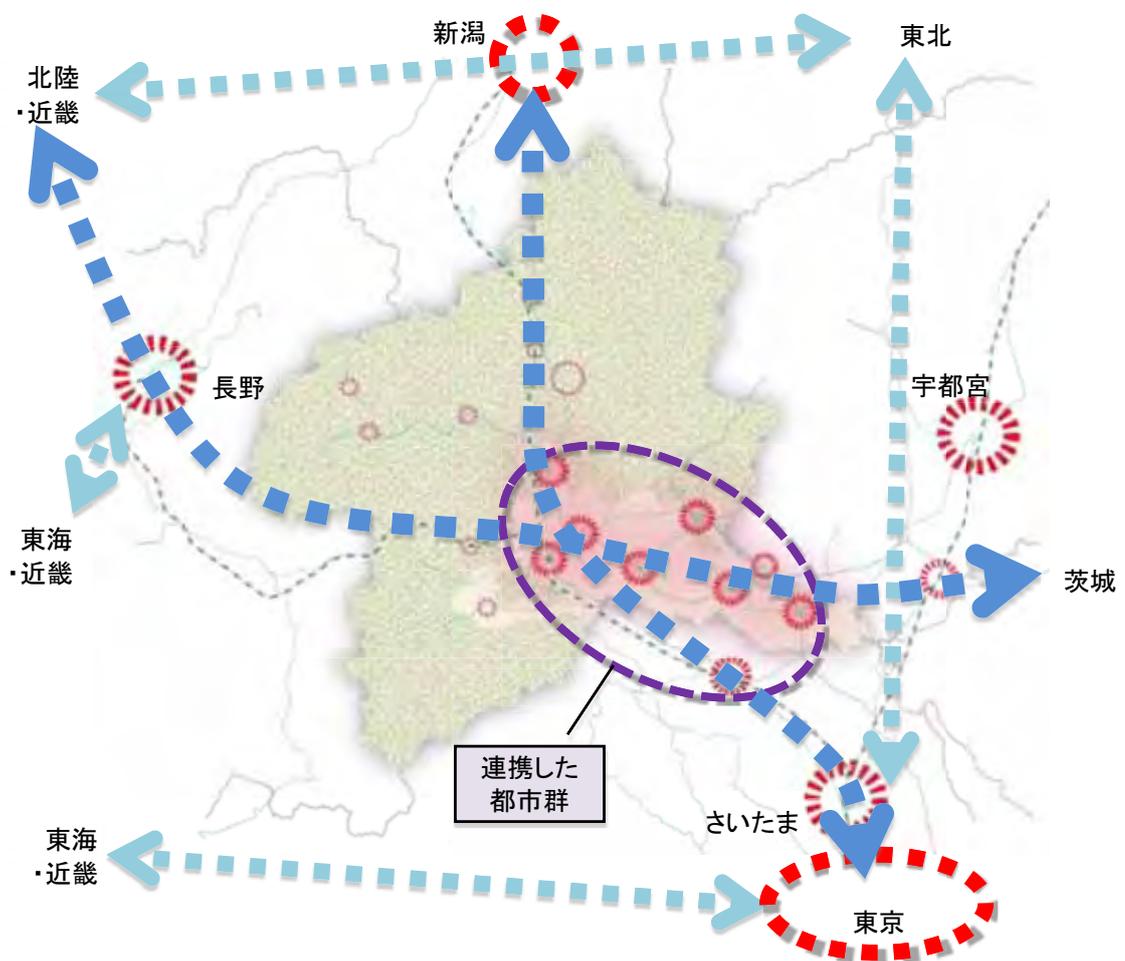


図表 11 鉄道等を中心とする移動環境の充実イメージ

視点3 複数の都市が一つの都市として連携する都市群を形成

群馬県には、東京からの放射方向と環状方向の広域交通網が形成され、その結節点・物流拠点としての役割が期待されており、広域交通網沿線には、規模的に突出した都市はないものの、固有の歴史・文化・産業を持つ都市が立地している。

人口減少と高齢化が同時に進行する局面では、東京圏等からの集客・企業誘致をめぐる周辺都県との地域間競争はますます激化することが想定される。このような中、立地特性を活かした「ものづくり産業」「観光産業」「首都圏のバックアップ機能」等の誘致を進めるためには、県内の複数の都市を一体の都市群として捉え、連携して取り組むことが効果的である。



図表 12 複数の都市が連携した“都市群”の形成イメージ

(4) 広域都市計画圏でのマスタープランの策定

① 広域での計画策定の必要性

群馬県においては、北関東自動車道が開通するなど、高速道路を中心とする広域的な道路網の整備が進展してきている。これに伴い、インターチェンジ・スマートインターチェンジ周辺への施設立地等、影響範囲が広域に及ぶ土地利用計画に対応して広域的に調整を行うことが必要となっている。

② 広域での計画策定の必要性

将来像実現に向けて、前述した視点でのまちづくりの転換を図るためには、市町村や都市計画区域の範囲を越えた「広域的な圏域」でのまちづくりが必要であることから、経済圏や生活圏を一つにする複数の都市計画区域を含む区域（以下「広域都市計画圏」という。）を対象に、マスタープランを策定することとした。

図表 13 都市構造の形成の視点による広域的なまちづくりの必要性

都市構造の形成の視点	広域的なまちづくりの必要性
① まちのまとまりが明確で、公共交通が成り立つ市街地へ	人口減少下で県全体が「持続可能なまち」となるためには、市町村がそれぞれ「まちのまとまり」の保持に努めることに加え、県全体の視点から必要な「まちのまとまり」は市町村や都市計画区域を越えてつなぐことが必要。
② まち単独で担いきれない機能を周辺のまちと連携して相互に補完できる多様な交通手段を確保	市街地の郊外化と低密度・拡散に対して、まち単独で担いきれない機能は、市町村外も含む周辺のまちとの連携・補完が必要。 連携・補完を支える鉄道などの公共交通や交通結節点等の移動手段は、市町村間で連続的に整備されていることが必要。
③ 複数の都市が一つの都市として連携する都市群を形成	本県の特性を活かした「ものづくり産業」「観光産業」「首都圏のバックアップ機能」等の誘致や、隣接県内で近接する都市との連携は、県全体で効果的に行うことが必要。

また、市街地は平地部において市町村の範囲を越えて連担が見られるが、都市計画区域は市町村別、またはその一部の設定となっている。特に、広域合併した市においては、市町村マスタープランの範囲が、都市計画区域マスタープランより広域になっている状態が生じている。

さらに、従来から、まちづくりの主体は市町村であったが、平成 23 年 8 月 2 日の都市計画法改正により、個別の都市計画決定権限はさらに市町村へ移行し、より「広域的見地からの調整」に県の役割は重点が移行し、ぐんま“まちづくり”ビジョンにおいても、「まちづくりにおける県と市町村の役割分担」を次のように位置づけている。

- A. 市町村は「まちなか」を、県は広域連携や調整と市町村支援を考える。
- B. 県は隣接市町村間で利害の相反する計画の調整を行う。

また、広域都市計画圏でマスタープランを策定することによって、以下のような利点が挙げられる。

- A. 都市計画区域の統合の有無にかかわらず、県は広域的視点からの方針を明確にできる。
- B. 市町村が策定するマスタープランの範囲が、県の策定する都市計画区域マスタープランより広域になっている状態を解消できる。
- C. 広域的視点で策定することにより、広域都市計画圏内の市町村が協議・調整する枠組みを設定することができる。この枠組みに沿って、市町村がマスタープランに基づき個別のまちづくりを進める等、地方分権時代のあるべき都市づくりにもつながる。
- D. 大規模な災害は市町村境界を越えて発生するため、緊急輸送道路や広域的な救助・活動拠点等の都市防災機能について、県と関係市町村が協力して検討することができる。

③ 策定範囲となる圏域の設定

都市計画区域マスタープランの策定範囲となる圏域として、複数都市計画区域を含む「広域都市計画圏」を、図表 14 に示す 4 つの圏域で設定した。

【広域都市計画圏を 4 つに設定する理由】

- A. 本県は、古くは東山道、鎌倉街道、中山道等の交通の要衝を中心にまちが形成されてきており、中山道を中心に市街地が形成され、上越・長野新幹線や関越・上信越自動車道と関わりの深い西部と、日光街道を中心に市街地が形成され、東北新幹線や東北自動車道と関わりの深い東部とに大きく区分できる。
- B. 広域都市計画圏は、本県における制度圏域として定着している、総合計画での 5 つの地域区分を基本とする。
ただし、直近の国勢調査での就業先のつながりの変化をみると、中部地域と西部地域は都市地域としての一体性が高まっているため、一体の圏域とする。



図表 14 都市計画区域マスタープランの策定対象区域としての広域都市計画圏の設定

2-2 計画対象区域と目標年次

(1) 計画対象区域の範囲と位置

① 都市計画区域の名称及び範囲

吾妻広域都市計画圏における都市計画区域の名称及び範囲は次のとおりである。

図表 15 都市計画区域の範囲及び規模

名称	市町村名	範囲	規模
中之条都市計画区域	中之条町	中之条町の一部	730ha
長野原都市計画区域	長野原町	長野原町の一部	8,075ha
草津都市計画区域	草津町	草津町の一部	2,232ha
吾妻都市計画区域	東吾妻町	東吾妻町の一部	770ha
吾妻広域都市計画圏			11,807ha



図表 16 吾妻広域都市計画圏における都市計画区域

(2) 目標年次

都市づくりの基本理念、将来の都市構造については、おおむね 20 年後の平成 42 年を想定し、土地利用、都市施設等の決定の方針については、おおむね 10 年後の平成 32 年を目標年次とする。

2-3 広域都市計画圏の現状と課題

(1) 広域都市計画圏の現状と課題

① 圏域の都市的特色

吾妻広域都市計画圏は、都市部では失われつつある地域コミュニティや人情が多く残る地域であるとともに、緑豊かな自然や草津温泉に代表される情緒ある温泉など、群馬県内でも屈指の観光資源を有し、また、地域の基幹産業である農業では全国ブランドとなる産品の特産地となっている。

今後は、整備が進められている上信自動車道が全線供用されることにより、渋川市や前橋市などへの日常的な交通アクセスが良くなることにより生活利便性が向上するとともに、首都圏や中部圏など広域的な移動も便利になることから、観光や農業などの一層の地域振興が期待されている。

② 圏域における都市化の動向

吾妻広域都市計画圏の人口は減少傾向が続いており、平成 22 年には 2.6 万人と平成 12 年から 8%減少し、今後も減少傾向が続くことが見込まれ、平成 32 年には 2.3 万人、平成 42 年には 2.0 万人にまで減少すると予測される。さらに、高齢化の進行も顕著であり、平成 22 年に 31%であった高齢化率は、平成 32 年には 39%、平成 42 年には 42%となるが見込まれる。

一方、産業面では製造品出荷額等及び商業販売額も横ばいから減少傾向で推移しており、また、人口増加に繋がるような住宅地開発もほとんど見られない状況である。

③ 周辺区域との関係

吾妻広域都市計画圏内では、草津都市計画区域と長野原都市計画区域、中之条都市計画区域と吾妻都市計画区域の間で通勤や通学における流動が見られるが、双方の間での流動はあまりなく、都市間の結びつきは弱くなっている。一方、広域圏以外との結びつきでは、買物流動において、前橋市や渋川市への流動が多く見られ、日常生活活動においては広域的な都市間での結びつきが強くなっている。

④ 吾妻広域都市計画圏の課題

吾妻広域都市計画圏は、群馬県内でも人口減少や高齢化が進行し、特に山間部では限界集落の増加が懸念されているほか、日常生活や広域的な移動に必要な幹線道路の整備や生活利便性の向上が大きな課題となっている。

一方で、緑豊かな自然環境や情緒ある温泉などの有数の観光資源を有するとともに、全国的にブランド力のある農産物の特産地を有しており、群馬県内外から多くの観光客が訪れる観光拠点、また、農業を基幹とする産業拠点として位置づけられる地域であることから、今後は、上信自動車道の全線開通に向けた整備を最大限に活かしながら、観光振興や農業を主体とする地域産業の振興を図っていくことが必要である。

⑤ 都市計画区域外における課題

吾妻広域都市計画圏を構成する都市計画区域は、行政区域の一部が指定されているのみであり、都市計画区域外には温泉地をはじめとする観光地が多く点在しているほか、広域的な幹線道路として上信自動車道の整備も進められており、これらの観光地周辺での商業施設をはじめとする施設の立地や関連する宅地開発の進行のほか、上信自動車道の沿道における施設の立地など、スプロール的な開発が進む恐れがある。

このため、観光振興や産業振興による地域活性化を図りながら、これらの開発を適切に規制・誘導していくための、土地利用規制の実施について検討することが必要である。

2-4 吾妻広域都市計画圏の都市づくりの基本理念

(1) 都市づくりの目標

都市づくりの目標については、ぐんま“まちづくり”ビジョンにおける将来像を本広域都市計画圏における都市づくりの目標とする。

◇◇吾妻広域都市計画圏の都市づくりの将来像◇◇

ぐんまらしい持続可能なまち
 ～まちの“個性”を活かして“まちのまとまり”をつくりだします～

都市づくりの目標の実現に向けて、本広域都市計画圏の現状及び課題等を踏まえ、ぐんま“まちづくり”ビジョンで示された7つの基本方針のうち、本広域都市計画圏において取り組むべき基本方針を次のとおり設定する。

図表 17 ぐんまのまちの将来像と現状や課題との対応

ぐんまのまちの将来像	本広域都市計画圏の現状・課題など	本広域都市計画圏で取り組む基本方針
2. 医療、介護、教育施設が整っている社会 3. 人と人のつながりが確保できる社会	<ul style="list-style-type: none"> 人口減少や高齢化の進行、また、まちなかの空洞化や郊外部等への市街地の拡散などへの対応が必要。 白根山や吾妻川などの豊かな自然環境、草津温泉などの地域資源を活かしながら、来訪者を定住者になげる環境づくりが必要。 	②地域の誇れる個性・景観・くらしを支える機能を備えた魅力的な「まちのまとまり」づくり
4. 自然と共生している社会	<ul style="list-style-type: none"> 水害のほか、地震や集中豪雨による土砂災害などへの備え、また、高齢化が進む中で誰もが安心して住める環境づくりが必要。 	④災害時でも安全・安心な都市の防災機能の強化
1. 多様な交通手段を選択できる社会 6. 再生エネルギー活用など低炭素社会	<ul style="list-style-type: none"> 高齢化が進む中で、自動車に過度に依存することなく、誰もが安全・安心して移動できる環境づくりが必要。 対応すべき課題が広域化する中で、都市間や地域間の連携を強化し、広域的に対応するための環境づくりが必要。 	③都市間移動も都市内移動も高い利便性の確保
5. 多様な就業機会が確保できる社会	<ul style="list-style-type: none"> 全国ブランドとなる特産品を主体とする農業の振興や、草津白根山などの緑豊かな自然環境や草津温泉に代表される情緒ある温泉など、“地域の個性”を観光振興に有効活用することが必要。 	①ぐんまの強みを活かした産業の誘致や新エネルギーによる産業創出環境づくり

**基本
方針****1** ぐんまの強みを活かした産業の誘致や新エネルギーによる産業創出環境づくり

豊かな自然環境や“関東の奥座敷”としての有数の観光資源を活用し、定住者や来訪者の利便性や快適性に配慮した観光拠点づくりを進めるとともに、上信自動車道などの広域交通ネットワークの整備促進により、農業をはじめとする地域産業の振興を図るなど、地域ににぎわいと活力があふれるまちづくりを進める。

**基本
方針****2** 地域の誇れる個性・景観・暮らしを支える機能を備えた魅力的な「まちのまとまり」づくり

人口減少や高齢化が進行する中で、地域の活力を維持していくために、都市施設の更新による商業・業務機能等の拡充・集積、また空き家や空き店舗などの既存ストックなども活用した居住環境づくりによる定住人口を確保し、まちのまとまりを形成し維持することにより、活力ある持続可能なまちづくりを進める。

草津白根山や浅間高原などの豊かな自然環境の保全を図るとともに、これらの自然環境が暮らしの中に溶け込み調和した快適な住環境の形成を進めるなど、良好な都市環境や景観の形成を図ることにより、来訪者を定住者につなげる環境づくりを促進する。

**基本
方針****3** 都市間移動も都市内移動も高い利便性の確保

高齢化の進行により増加が見込まれる高齢者等の交通弱者などが安心して移動できる移動手段、また、来訪者の移動手段として鉄道・バス等公共交通を軸に地域の実情に応じた移動手段を確保するとともに、交通結節機能の充実、移動環境の利便性の向上を図ることにより、誰もが安全・安心で快適に移動可能なまちづくりを進める。

**基本
方針****4** 災害時でも安全・安心な都市の防災機能の強化

近年、多発する地震や局地的な集中豪雨などによる水害、土砂災害などに備え、防災対策を計画的に進め、都市施設やライフラインの機能強化を図り、災害に強い都市づくりを進める。

(2) 目指すべき都市構造と市街地像

① 市街地の範囲と土地利用

市街地の範囲は、現行の用途地域の範囲とし、地域拠点、生活拠点の各拠点を核として、それぞれの役割に応じた都市機能の集積を図るとともに、都市活動を支える商業・業務・生産機能や居住機能、文化・情報機能などが一体的に機能するコンパクトな市街地の形成を図る。

特に、既存の工業地の拡張や新たな工業地の整備については、産業振興政策と連携しながら、県全体での取り組みを進める。

なお、市街地の形成においては、良好な自然環境や歴史・文化遺産などに配慮しながら保全と活用を図り、これらと調和した都市景観の形成を図っていくこととする。

② 拠点（まちのまとまり）の形成

□ 拠点の定義

- ・まちのまとまりとして、都市基盤が整備済である、または、今後整備が行われ、かつ現状で人口の集積が見られる都市の中心部に拠点を形成する。
- ・拠点については、担うべき役割や既に集積している都市機能（施設）の状況等を踏まえ、「地域拠点」「生活拠点」として位置づける。
- ・高速交通網の活用や東京オリンピックを契機とし、隣接県とも連携した国際観光推進など広域観光ネットワークの形成に寄与する地区を「観光拠点」として位置づける。
- ・「地域拠点」と「観光拠点」の両方の機能を併せ持つ拠点を「複合拠点」として位置づける。

図表 18 拠点(まちのまとまり)の種別と役割

種別	役割
地域拠点	・既存の都市機能の集積を活かし、地域の中心拠点として行政、商業、業務などの都市的サービスやまちなか居住のための居住機能を提供する地区。
生活拠点	・地域拠点と連携し、日常生活の利便性を高める身近な都市基盤の整備により、良好な居住環境の向上を目指す地区。 ・地域におけるまちのまとまりの中心となることから、旧市町村役場周辺など中心であった区域や既にインフラ整備が整い、新たな基盤整備を必要としない区域などを対象とし、具体的な拠点の位置等については、市町村が位置づけを行うものとする。
観光拠点	・「主要な温泉地」「世界遺産関連」「東国文化等の歴史拠点」「コンベンション機能」「上毛三山をはじめとした多彩な自然環境や景観」など、県内外から集客が見込めるような観光資源を有し、周辺の観光地との連携により一体となった観光誘客の拠点となる地区。

拠点の定義及び形成方針を踏まえ、各拠点の選定要件を次のとおり設定する。

※⇒以降は具体的な選定基準。

* 例：診療科が5科以上あり、かつ病床が20床以上ある医療施設が存在すること。

図表 19 拠点(まちのまとまり)種別ごとの選定要件

種別	担うべき役割	必須条件			選択条件 (地域拠点は2つ以上合致が条件)				
		配置間隔	人口集積	交通	商業	業務・行政	教育	医療	文化
地域拠点	人口集積を図るとともに、地域の中心拠点として行政、商業、業務などの都市的サービスを提供する地区。	(条件なし)	・人口のまとまり ⇒人口密度 20人/ha以上の地区が連担	・都市拠点や生活拠点との公共交通を確保 ⇒鉄道または路線バスで連絡	・日常的な商業サービスを提供 ⇒小売店舗の集積が見られ、店舗面積の合計がおおむね3,000㎡以上	・日常的な業務環境を提供 ⇒支所や金融機関の支店、出張所が立地	・高等教育を提供 ⇒大学、短大または高校が立地	・医療サービスを提供 ⇒総合病院*が立地、または診療科が複数ある病院が複数立地	・嗜好性の高い文化、娯楽サービスを提供 ⇒ホールなど文化施設が複数立地
観光拠点	県内外など広域的な集客が見込める観光資源が集積する地区。	(条件なし)	(条件なし)	・広域的な交通網へアクセス ⇒幹線道路、公共交通のアクセスが可能	(条件なし)	(条件なし)	(条件なし)	(条件なし)	⇒県内外から集客を見込める観光資源が複数立地

□地域拠点

地域拠点では、都市活力の再生や地域コミュニティの維持・強化など、既存の都市基盤を活用しながら都市機能の集積を図り、利便性の高い市街地の形成をめざす。

□観光拠点

高速交通網の活用や東京オリンピックを契機とし、隣接県とも連携した国際観光推進など広域観光ネットワークの形成に寄与し、県内外など広域的な集客が見込める「①主要な温泉地」「②世界遺産関連」「③東国文化等の歴史拠点」「④コンベンション機能」「⑤上毛三山をはじめとした多彩な自然環境や景観」などの観光資源を有する地区として、「草津温泉周辺から草津町役場周辺」「川原湯温泉をはじめとする八ッ場ダム湖周辺」「北軽井沢を中心とする浅間高原周辺」を位置づける。

なお、観光拠点については、四万温泉や沢渡温泉など周辺の観光地と連携し、相互のアクセス性を高めるなど、観光客の誘客に努めるための都市計画を推進する。

③ 連携軸

広域都市計画圏や拠点間で機能を相互に連携・補完する関係を「連携軸」として、将来市街地像図に示す。連携軸を構成する具体の道路や鉄道については、「4-2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針」において、都市施設として位置づけを行う。

連携軸は、連携・補完する相互の拠点の種別に応じて以下のように区分し、機能を分担させることとする。なお、生活拠点と地域拠点との連携については、必要に応じて市町村がマスタープランの中で位置づける。

産業拠点や観光拠点については、高速交通網の活用など広域根幹軸を活用し、戦略的に施策を実施するよう位置づける。

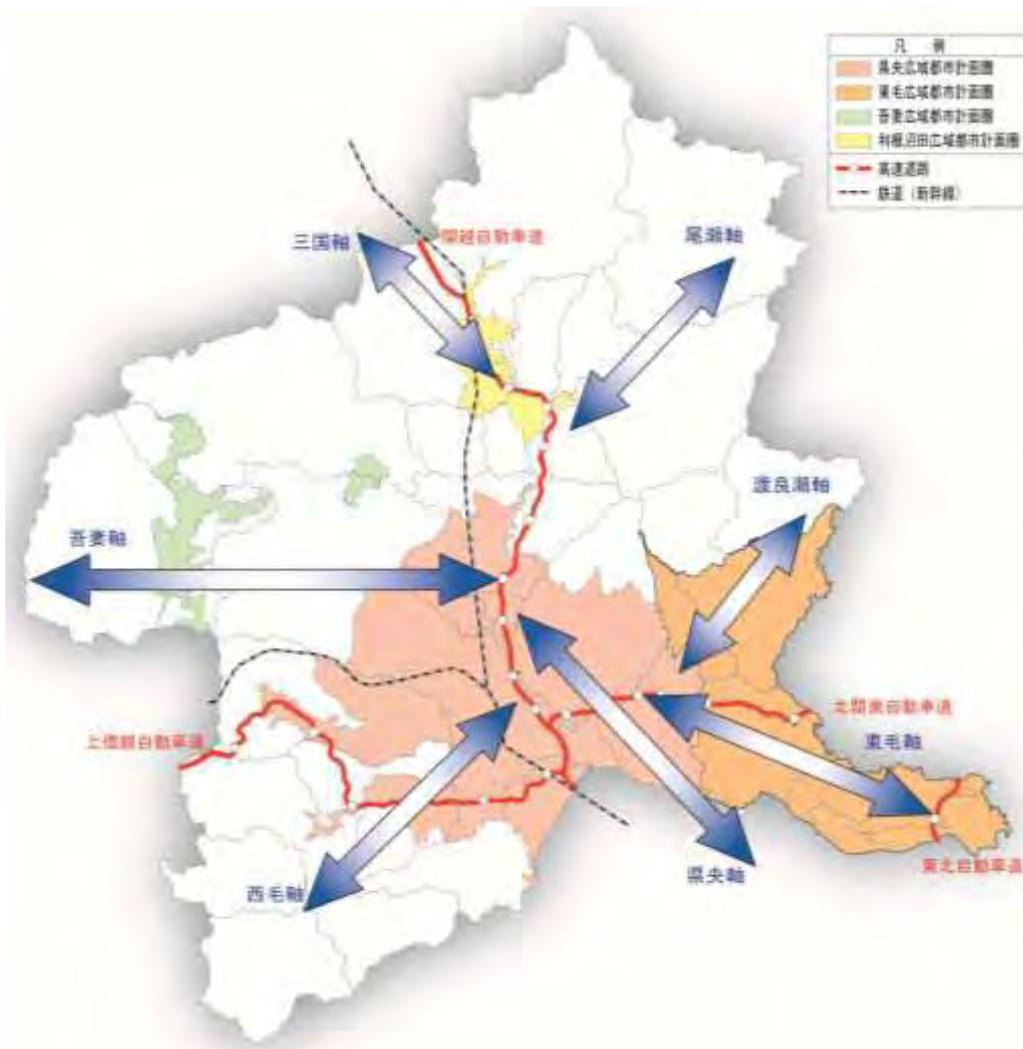
連携軸の機能を強化することによって、本広域都市計画圏内の住民がいずれかの拠点に行くことにより、必要な機能を活用することができる。

図表 20 連携軸の種別と役割

種別	役割
広域根幹軸	<ul style="list-style-type: none"> 複数の広域都市計画圏が一体の都市として地域間競争力を強化するための連携軸。 高速道路のほか、高速交通網の効果を県内全ての地域や産業の発展に活かせるよう高速交通網を補完する7つの交通軸の整備、強化を推進する「群馬がはばたくための7つの交通軸構想」で位置づけられているものを広域根幹軸として位置づける。
地域拠点連携軸	<ul style="list-style-type: none"> 地域拠点において充足できない機能を他の広域都市計画圏の都市拠点、または隣接する地域拠点と連携することで補完するための連携軸。

図表 21 拠点と連携軸との関係

	広域都市計画圏	地域拠点または観光拠点
広域都市計画圏	広域根幹軸	
地域拠点または観光拠点		地域拠点連携軸



図表 22 広域都市計画圏 都市構造図(広域根幹軸)

図表 23 地域拠点の位置づけ

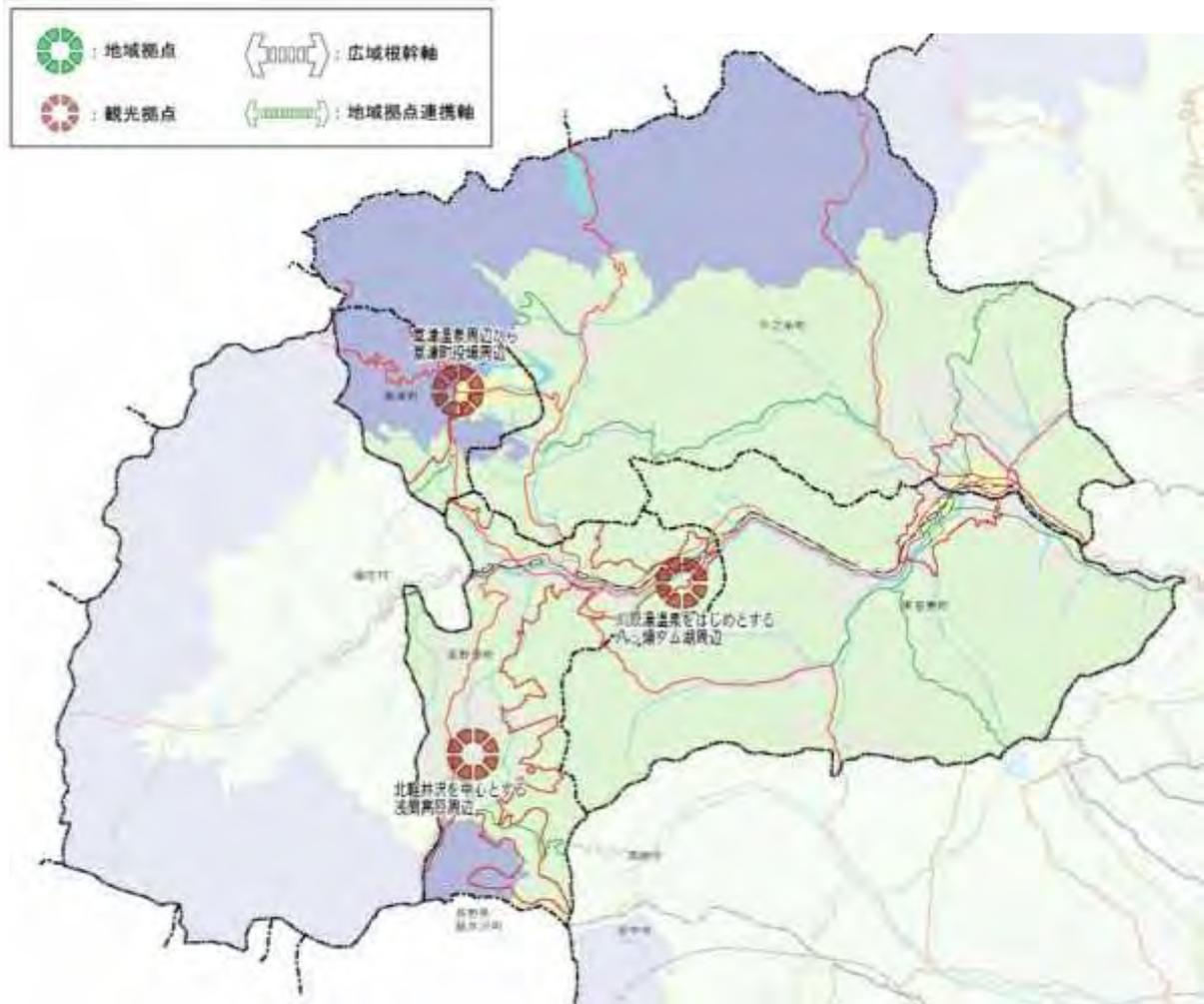
都市計画区域	おおむねの地域	担うべき役割や機能	補完する必要がある機能と主な連携先
中之条都市計画区域	中之条町役場及び中之条駅の各周辺	・主に周辺地域を対象として、行政機能のほか、日常的な商業・業務・教育・医療機能等の都市的サービスを提供する	・他の地域拠点の商業・教育・医療機能を補完
長野原都市計画区域	長野原町役場周辺	・主に周辺地域を対象として、行政機能のほか、日常的な業務・教育・医療機能等の都市的サービスを提供する	・主に商業機能について、中之条・吾妻の各地域拠点と連携
草津都市計画区域	草津町役場周辺から温泉街	・主に周辺地域を対象として、行政機能のほか、日常的な業務・医療機能等の都市的サービスを提供する	・主に商業機能については中之条・吾妻、教育機能については長野原・中之条・吾妻の拠点と連携
吾妻都市計画区域	東吾妻町役場及び群馬原町駅の各周辺	・主に周辺地域を対象として、行政機能のほか、日常的な商業・業務・医療・教育機能等の都市的サービスを提供する	・他の拠点の商業・教育機能を補完



図表 24 吾妻広域都市計画圏 都市構造図（地域拠点と連携軸）

図表 25 観光拠点の位置づけ

都市計画区域	地域	
長野原都市計画区域	川原湯温泉をはじめとする八ッ場ダム湖周辺 北軽井沢を中心とする浅間高原周辺	主要な温泉地 多彩な自然環境
草津都市計画区域	草津温泉周辺から草津町役場周辺	主要な温泉地



図表 26 吾妻広域都市計画圏 都市構造図（観光拠点）

④ 都市防災の方向性

従来地震、火災対策等を主眼に置いてきた都市防災の対象範囲を、近年の異常気象に伴う災害発生状況を考慮して土砂災害・水害対策等へ拡大し、防災を明確に意識して「まちのまとまり」や拠点の形成、連携軸の整備などを進め、災害に強い都市づくりを行う。

3. 区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針

(1) 区域区分の有無

吾妻広域都市計画圏を構成する4都市計画区域（中之条都市計画区域、長野原都市計画区域、草津都市計画区域、吾妻都市計画区域）においては、今後人口が減少していくことが予想されており、また、区域区分による土地利用規制を必要とするような開発圧力の高まりは見られないことから、区域区分を定めないこととする。

なお、区域区分は定めないが、宅地化の拡散を抑制するとともに、都市機能等の集積を誘導し、まとまりのある市街地を形成し維持するために、用途地域の指定のほか、地区計画の活用などにより、計画的な土地利用を図ることとする。

名称	市町村名	区域区分の有無	備考
中之条都市計画区域	中之条町	定めない	
長野原都市計画区域	長野原町		
草津都市計画区域	草津町		
吾妻都市計画区域	東吾妻町		

4. 主要な都市計画の決定の方針

4-1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

① 住宅地

◇まちなまとまり内への住宅地の配置

○住宅地は、周辺土地利用など良好な環境形成の可能性、公共施設、医療・福祉、商業サービス等の日常利便機能及び鉄道などの公共交通の利便性を考慮し、既存集落を含めたまちなまとまり内に適正に配置する。

◇まちなか居住のための空き家など既存ストックの有効活用

○地域拠点においては、土地の有効利用を図るとともに、空き家や空き地などの既存ストックの有効活用と適正管理により、良好な居住環境の形成を図り、まちなか居住を促進する。

○既存集落における住宅地については、空き家などの既存施設を有効活用しながら、地域の特性に応じたゆとりある居住環境の形成を進め、地域コミュニティの維持を図る。

◇街並み景観や安全性への配慮

○住宅地においては、街並みの美化、緑化を推進するなど、周辺の自然環境と調和した居住環境を形成するとともに、防災・防犯にも配慮した住宅地の形成を図る。

② 商業地

◇拠点への商業機能の集積

○商業地については、公共交通・幹線道路、住宅地との位置関係に配慮しながら適切に分担し、公共交通の利便性が高い鉄道駅周辺などの多くの人々が集い・交流する地区に配置する。特に、郊外における大型商業用地については、既存の商業施設への影響などまち全体で不都合が生じることがないのか、広域的な視点からも支障がないかなど広域的な調整を行うこととする。

○地域拠点に、都市のにぎわいを形成する「都市的商業地」を配置し、子どもから高齢者、障害者まで全ての人々が安全で安心して利用できる空間形成を図る。

○生活利便性を確保するための「日常的商業地」は、徒歩や自転車といった身近で環境負荷の少ない交通手段でも利用可能な位置に配置し、地域コミュニティ形成の場としての活用も図る。

○自動車利用に対応した「沿道サービス型商業地」は、各拠点の商業地との役割分担に配慮するとともに、周辺環境への影響、都市施設の整備状況を勘案し、適切に配置・誘導を図る。

③ 工業地

◇産業拠点等への重点配置による高度化

- 工業地は、産業の高度化と生産活動の効率化、広域交通ネットワークへのアクセス環境が充実し、高い操業環境が形成できる産業拠点や複合拠点を中心に、現在及び将来の工業生産規模・業種を考慮し配置する。
- なお、配置にあたっては、周辺住宅等に及ぼす環境影響に十分配慮するとともに、緑地空間等オープンスペースを確保するなど、周辺地域との調和を図る。

(2) 土地利用の方針

① 土地の高度利用に関する方針

◇観光拠点における高度利用の促進

- 草津都市計画区域における観光拠点においては、温泉観光地としての土地の高度利用や有効利用を促進し、更なる活力と魅力ある市街地の形成を図る。

② 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

◇地域拠点における土地利用の複合化に向けた用途の転換

- 地域拠点において多様な都市機能の集積を促進し、土地利用の複合化を図るために、必要に応じて用途転換を検討する。
- 市街地整備や都市施設整備の進行、地区の特性や現況土地利用の動向により、将来の土地利用を変更することが、地域の発展や既存の都市施設を活かすうえでも有効と判断できる場合には、地区計画の活用による用途規制の変更や地区計画等を併用した用途地域の変更による土地利用の転換を検討する。
- 特に長期の経過の中で土地利用の機能更新が進む地区については、地域地区制度等の活用による用途転換や複合化を検討する。
- 生活利便性を高める地区にあつては、コンパクトな市街地の形成及び適正な土地利用を念頭に、その地区の特性や周辺地域との機能分担の中で、必要に応じ、用途の純化や用途の複合化を検討する。

③ 居住環境の改善又は維持に関する方針

◇地域の特性に応じた良好な居住環境の形成

- 良好な居住環境の形成に向け、都市景観の保全・創造、歴史・文化資産の保全・活用を検討する。
- 基盤整備が遅れている地区や住宅等が密集している地区などにおいては、区画街路や公園等の基盤整備や建て替えを促進し、居住環境の改善に努める。
- 既に都市基盤整備がなされ、良好な住環境を形成している地区にあっては、これを維持するとともに、更なる良好な環境の形成及び地球環境への貢献にも配慮し、身近な緑(生垣・屋上緑化など)の創出に努める。
- 既存集落においては、コミュニティの形成を考慮し、安全で安心して住み続けたいくなるような良好な居住環境の維持を図る。

④ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

◇都市の貴重な地域資源の保全

- 都市内に残る平地林、河畔林、社寺林、保存樹、水辺、古墳などの史跡等の緑は、都市に潤いを与える身近で貴重な自然環境であり、都市の風致を維持するうえでも貴重な緑地であることから、今後とも継続して保全に努める。

⑤ 優良な農地との健全な調和に関する方針

◇優良な農地の保全と地域コミュニティの維持

- 農業振興地域内の農用地区域など土地改良事業等を施行済または施行中の区域等については、優良な農業生産地帯として積極的に保全するものとする。
- 既存の集落においては、周辺の田園環境との調和に配慮しながら、地区計画等を活用し、必要な基盤整備を行い、地域コミュニティの維持を図る。

⑥ 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

◇自然災害の危険性の高い地区における宅地化の抑制

- 急傾斜地、土石流危険渓流等、災害の発生する恐れがある地区については、砂防堰堤や急傾斜地対策などを進めるとともに、原則、居室を有する建築物を制限する。
- 過去の災害歴等を踏まえ、溢水(いっすい)・湛水(たんすい)等の災害の危険が高い地区については、市街化を抑制する。

⑦ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

◇良好な自然環境・景観の維持・保全

- 森林や丘陵地などの緑地については、保水や地球温暖化の抑制といった生活環境保全機能、または自然景観形成・観光資源といった観点からも重要なため、今後とも維持・保全を図る。

⑧ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- まちなまとまりの維持・形成を図り、無秩序な市街地の拡散を抑制するとともに、周辺の農地や自然環境への影響に配慮しながら、これらと調和した土地利用を進める。
- なお、用途地域の決定・変更については、都市計画区域マスタープラン及び市町村マスタープランに基づき行う。
- 広域的な幹線道路沿道などの交通利便性の高い地域や、既に公共施設が相当程度に整備されている地域などで、新たな公共投資を要しない地区、または開発区域の周辺の市街化を促進する恐れがない地区については、既存コミュニティの維持や社会情勢への対応の観点から、将来都市像にあわせ、農林業との調整を図りつつ、地域の実情に応じたまちづくりを展開する。

4-2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定は次のとおりとするが、市町村が作成を進めるぐんま“まちづくり”ビジョンアクションプログラムに新たに位置づけられた事業で、基本方針に合致する事業については、優先的に取り組むものとする。

また、都市ごとの中心的な拠点となる「地域拠点」等の各拠点が担いきれない機能を相互に連携・補完する「連携軸」を広域的観点から推進する。

(1) 交通施設の都市計画の決定の方針

① 基本方針

a. 交通体系の整備の方針

◇公共交通と自動車交通の連携による交通ネットワークの形成

- まちのまとまりの維持、形成を支援するとともに、環境負荷の軽減に寄与し、人口減少や高齢化に対応して、誰もが自由に安心して移動できる手段を確保するため、地域の実情に応じた鉄道やバスによる移動手段の確保など公共交通と自動車交通との連携や適切な役割分担を図りながら、総合的な交通体系の構築をめざす。
- 関係機関との協力のもと、地域の実情に応じた移動手段の確保、公共交通機関相互の連携や、駅など交通結節点におけるバリアフリー化などを促進するなど、利便性や快適性の向上を図る。
- 道路空間の整備においては、誰もが円滑で快適に移動できるユニバーサルデザインの構築を念頭に置いた安全で安心な交通環境の整備を進める。

◇地域振興や産業振興に資する広域交通ネットワークの形成と充実

- 広域的な交流や連携の強化、産業の振興を促進するため、広域交通ネットワークの充実・強化とアクセス性の向上を図る。
- 都市計画道路で、長期にわたり未整備の路線については、「都市計画ガイドライン（都市計画道路の見直し編）」に基づき、将来の都市・地域づくりの観点から見直し、必要に応じて計画内容を変更する等、現在の計画を検証し、効率的かつ効果的な整備を推進する。

b. 整備水準の目標

◇地域ニーズ等を考慮した整備の推進

- 公共交通については、関係機関との相互協力のもと、地域ニーズ等を考慮しながら、必要な公共交通手段の確保、利便性の向上を図っていくものとする。
- 道路等の交通体系については、長期的視点に立ったうえで、ぐんま“まちづくり”ビジョンアクションプログラムに位置づけられ、基本方針に合致する路線から優先的に整備を図っていくものとする。
- 広域的な交通需要に対する骨格道路については、周辺の土地利用を考慮し、整備する。

② 主要な施設の配置方針

a. 道路

- 広域根幹軸、地域拠点連携軸に位置づけられた路線の整備を推進し、連携軸の強化を図るとともに、日本風景街道の快適で美しい道路環境の形成に努める。
- 道路整備においては、高齢者が歩きやすいよう、あるいは車いすなどの通行が容易になるよう、歩道の段差解消等のバリアフリー化を図るとともに、沿道の住環境の保全などにも配慮した整備を推進する。

b. 鉄道・バス等

- 鉄道・バス等の公共交通は、関係機関と協調し、維持・充実に積極的に推進し、利便性の向上を図るものとする。
- 駅前広場や駅周辺施設、バスターミナルのバリアフリー化など、交通結節機能を高め、利用環境の向上を図るための整備を促進する。

③ 主要な施設の整備目標

本広域都市計画圏では、連携軸の機能を強化するために整備、またはおおむね10年以内に着手を予定する事業は、次のとおりである。

また、このほかにも広域的物流や交流に寄与する高速道路や国道等の利便性を高める道路やバイパス、広域を連携する公共交通である鉄道の機能を強化する駅舎・駅前広場などを計画的に整備する。

図表 27 主要な施設の整備目標（道路）

種別	区域	名称	整備予定	都市構造（軸）における位置づけ	備考
道路	中之条	3・4・3 名久田竜ヶ鼻線	B	地域拠点連携軸	一般県道植栗伊勢線（国）353号バイパス～（国）145号 現道拡幅
	吾妻	国道145号吾妻東バイパス 3・4・3 植栗線	A A	広域根幹軸（吾妻軸） 地域拠点連携軸	一般県道植栗伊勢線 渋川東吾妻線～（国）353バイパス 現道拡幅
		3・4・5 原町駅南口線	A	地域拠点連携軸	主要地方道高崎東吾妻線

（整備予定 A：現在施工中、B：10年以内に着工予定）

(2) 下水道の都市計画の決定の方針

① 基本方針

◇地域の状況に応じた効率的な整備の推進

a. 下水道の整備の方針

- 汚水処理については、下水道や農業集落排水等の集合処理、浄化槽による個別処理を、地域の人口密度や地形状況に応じて組み合わせながら、「群馬県汚水処理計画」に基づいて効率的な整備を進める。
- 雨水排除については、放流先河川の整備と整合を図り、浸水被害の解消に向けて整備を進める。

b. 整備水準の目標

- 汚水処理については、すべての人が利用可能となる施設整備を目標とする。
- 雨水排水については、浸水被害を解消し都市機能の確保を目標とする。

② 主要な施設の配置の方針

- 汚水処理については、下水道や農業集落排水等の集合処理、浄化槽による個別処理を地域の状況に応じた組み合わせで配置する。
- 雨水排水については、集中豪雨の際、頻繁に浸水被害が発生する区域を優先に河川整備計画等との整合を図り、雨水幹線を適切に配置する。

(3) 河川の都市計画の決定の方針

① 基本方針

◇治水機能の向上と生態系に配慮した河川空間の活用

a. 河川の整備方針

- 治水機能の向上と生態系に配慮した河川空間の整備の必要性に応じて、河川を都市計画決定する。
- 特に、治水機能の向上にあたっては、沿川の人口・資産の状況、現況の流下能力、災害の発生状況・履歴等を考慮する。

b. 整備水準の目標

- 河川整備計画で計画対象となっていない河川において、今後計画的に整備を実施する場合は、社会状況、災害発生状況等に応じて、適宜、整備計画の見直しを行う。

② 主要な施設の配置の方針

- 必要な箇所について治水対策を行うとともに、良好な水辺環境づくりを推進する。
- なお、整備にあたっては、上下流の流下能力のバランスに配慮しつつ、「まちのまともり」や拠点の範囲を考慮して整備を進める。

(4) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

① 基本方針

○機能的な都市活動の確保・向上を図るため、既存施設の維持・更新を行うものとし、新たに必要となる都市施設の整備については、循環型社会への対応を念頭に、長期的展望及び広域的な連携も検討し、整備を進めるものとする。

② 主要な施設の配置の方針

○住民が日常的に利用するような施設については、可能な限り利用しやすい市街地での整備に努めるものとする。

4-3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

都市基盤が未整備のため、土地の有効利用が図られていない市街地や、木造住宅等が密集し、防災上改善が必要な地区、広域道路網が結節し産業発展の可能性が高い地区等については、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の導入により、都市基盤整備の改善を図るとともに、都市機能の更新、土地の有効活用について検討する。

なお、土地区画整理事業等を導入する際には、目指す市街地像及び長期的視点による事業成立性を明らかにするとともに、地域住民等の理解と協力を得ながら、事業の実施をめざす。

4-4 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

本広域都市計画圏は、白根山を中心とした上信越高原国立公園や浅間山北麓に広がる高原に囲まれ、圏域内を東西に流れる吾妻川など緑と水に包まれた豊かな自然環境や景観を有し、人々の生活に潤いと安らぎを与えるほか、生物の営みを育んでいる。

これらの豊かな自然環境や景観が残されている地域については、永続的に担保されるよう整備、開発及び保全に留意し、総合的な緑地体系の確立を図るとともに、景観形成の向上に資する緑地として位置づけ、保全を図るものとする。

また、身近なコミュニケーションやレクリエーションの場となる街区公園や近隣公園等の整備を図り、多様化するレクリエーション需要に対応するとともに、避難地ともなる地区公園や総合公園、避難路となる緑道等の整備を行い、防災機能の向上を図る。

(2) 主要な緑地の配置の方針

① 環境保全系統

◇水とみどりの保全と活用

- 市街地周辺の樹林地や丘陵地などは、大気の浄化や気象の緩和、水源涵養や土砂災害防止などの機能を有する緑地として保全を図るとともに、河川の水辺空間や湖畔林は、骨格的な水辺軸として、水辺環境の保全や水質改善に努める。
- 市街地周辺の水田や丘陵の畑などの優良な農地については、都市の環境を守る緑地として保全を図る。
- 良好な緑を持つ山麓、丘陵の保全を図るとともに、特に、貴重な自然環境や都市の風致を維持するうえで重要な自然環境・景観などについては、風致地区や特別緑地保全地区等の制度の活用を検討する。

② レクリエーション系統

◇公園・緑地等の充実と都市計画公園等の見直し

- 豊かな自然や由緒ある歴史文化など地域の特性を活かして、レクリエーションの拠点となる公園の整備・充実を図るとともに、既存の公園の機能更新と適切な維持管理を行い、憩いとやすらぎの場や環境改善の場として充実を図る。
- 身近なコミュニケーションやレクリエーションの場となる街区公園や近隣公園、多様なレクリエーションニーズに対応した地区公園や総合公園などの整備・充実を図る。
- 長期にわたり未整備となっている公園・緑地については、関係市町との連携のもと、まちづくりの方針との整合性や必要性などについて検討を行い、適宜見直しを行う。
- 公園緑地の利用及び存在効果が高まるよう、歴史・文化資源等を含めた緑地相互間を有機的に結ぶネットワークの形成を図ることで、緑豊かな環境が地域住民の身近なものとなるような配置を検討する。

③ 防災系統

◇公園・緑地の防災機能の強化

- がけ崩れなどの土砂災害を防止するため、斜面地の緑については原則として保全を図る。
- 市街地内の防災性の向上を図るため、避難地となる身近な公園や広場の整備を図るとともに、幹線道路の沿道緑化等による延焼遮断帯としての機能強化について検討する。
- 運動公園等については、災害発生時における広域避難地、災害活動拠点など防災機能を併せ持つ公園として機能強化を図る。

④ 景観構成系統

◇良好な自然景観の形成

- まちの風土景観を形成する市街地周辺の樹林地については、積極的な保全を図る。
- 市街地内の貴重な自然である河川の水辺空間や湖畔林については、良好な景観形成の観点から保全を図る。
- 渓谷の清流や田園風景など、魅力ある景観を守るために、自然と調和した景観の保全と創造に取り組むものとする。
- ふるさとを偲ばせる里山や、地域の風土景観を形づくる河川の水辺空間や湖畔林を保全し、恵まれた歴史文化を活かした地域個性豊かな環境の形成を図る。

(3) 主要な緑地の確保目標

- 計画した主要な公園・緑地については整備済であるが、今後、他の計画との整合を図りながら、新たな公園等の公共空地の整備について検討を進める。

第2編 都市計画区域毎の方針

都市計画区域	中之条都市計画区域（線引き・ 非線引き ）	<p>[位置図]</p> 
区域の範囲	中之条町の一部	
区域の特性・人口動向等	<p>○吾妻広域都市計画圏の東に位置し、吾妻都市計画区域と接している。多くの河川が流下し、急峻な地形が多く、吾妻川左岸の平坦な地形に市街地が形成されている</p> <p>○鎌倉時代以降街道の宿駅や越後・信州方面と関東方面との物資交換の市場として発展してきたほか、草津や四万、沢渡などの温泉保養地への玄関口として栄えてきた。</p> <p>○人口は昭和50年以降減少傾向が続いている。</p>	
現状・課題等	<p>○人口は減少傾向にあるものの、J R 中之条駅南地区の土地区画整理事業により利便性が高まり、幹線沿道に沿って商業施設の立地や宅地開発がスプロール的に発生することが見込まれることから、これらを適切に規制・誘導していくことが必要である。</p>	
区域区分の有無及び方針	<p>◇区域区分の有無：区域区分を定めない</p> <p>◇区域区分を定めない理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口動向等から今後、市街地が急速に拡大する可能性は低い。 ・住宅のミニ開発や沿道における開発等に対しては、用途地域の指定や特定用途制限地域を指定することにより対応可能であると考えられる。 <p>以上より区域区分を実施する必要性は低いと考えられることから、区域区分を定めないこととする。</p> <p>◇今後の土地利用誘導に対する考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な環境を保ちつつ、まちなまの形成や開発の誘導を適正に行うために、地区計画の活用、特定用途制限地域の指定や地区計画を併用した用途地域の変更、開発許可基準の見直しなどにより計画的な土地利用を図る必要がある。 	
区域における特記事項	<p>○現在都市計画区域外である四万温泉地域については、温泉観光地としてミニ開発などスプロール的な開発が生じる恐れがあるため、今後の開発動向を踏まえて、都市計画区域の拡大について検討を進める。</p>	

都市計画区域	長野原都市計画区域（線引き・ 非線引き ）	<p>[位置図]</p> 
区域の範囲	長野原町の一部	
区域の特性・人口動向等	<p>○吾妻広域都市計画圏の西に位置し、浅間山北麓に広がる浅間高原地帯を有するほか、区域北部を吾妻川が流れ、水と緑に包まれた自然環境と景観を有している。</p> <p>○古来より、西吾妻地方への玄関口、また信州方面への経由地として、草津温泉への湯治客や善光寺への参詣客が行き交う、交通・経済の要衝として栄えてきた。</p> <p>○人口は増加傾向が続いてきたが、平成7年を境に減少に転じ、以降は減少傾向が続いている。</p>	
現状・課題等	<p>○人口は減少傾向にあり、開発動向や建築動向も低調であるが、八ッ場ダム関連のバイパス道路や幹線道路沿道への商業施設などの立地が進む可能性があり、周辺の住環境や景観への影響、土地利用の混在などが懸念され、これらを適切に規制・誘導を行っていくことが必要である。</p>	
区域区分の有無及び方針	<p>◇区域区分の有無：区域区分を定めない</p> <p>◇区域区分を定めない理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口動向等から今後、市街地が急速に拡大する可能性は低い。 ・住宅のミニ開発や沿道における開発等に対しては、用途地域の指定や特定用途制限地域を指定することにより対応可能であると考えられる。 <p>以上より区域区分を実施する必要性は低いと考えられることから、区域区分を定めないこととする。</p> <p>◇今後の土地利用誘導に対する考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市機能等の集積の誘導、また、宅地化の進行や幹線沿道等における開発の適切な誘導を行い、まちのまとまりを形成し維持するために、用途地域の指定のほか、地区計画の活用などにより、計画的な土地利用を図ることが必要である。 	
区域における特記事項	<p>○八ッ場ダム建設に伴い周辺で整備が進められている駅舎や観光施設等を町全体の活性化に活用する。</p> <p>○現在土地利用規制が行われていないことから、まちのまとまりを形成し、都市機能の集約を図っていくために、用途地域の指定など土地利用規制の実施について検討を進める。</p> <p>○バイパス道路等が整備された沿道への商業施設等の立地等を適切に規制・誘導するために「特定用途制限地域（路線型）」などの指定について検討を進める。</p> <p>○都市計画区域外においては、別荘の立地などスプロール的な開発が進行する恐れがあるため、今後の開発動向を踏まえて、都市計画区域の拡大について検討を進める。</p>	

都市計画区域	草津都市計画区域（線引き・ 非線引き ）	[位置図]
区域の範囲	草津町の一部	
区域の特性・人口動向等	<p>○吾妻広域都市計画圏の西に位置し、北部や西部には白根山をはじめとする三国山脈の山々が連なり、東部や南部は高原となって開けた地形となっている。</p> <p>○白根山の一带は上信越国立公園に指定され雄大な自然が広がり、全国有数の湯量と優れた泉質を持つ草津温泉を有し、自然探索やハイキング、スキーなど季節を通して多くの来訪者が訪れる高原リゾート地となっている。</p> <p>○来訪者の増加に対して、人口は昭和50年以降減少傾向が続いている。</p>	
現状・課題等	<p>○人口は減少傾向にあり、開発動向や建築動向も低調であるが、観光リゾート地として商業関連施設の散発的な立地や、ミニ開発の発生が懸念されることから、これらを適切に規制・誘導を行っていくことが必要である。</p> <p>○観光リゾート地として活力が生み出されている一方で、区域内では人口減少と高齢化が進行しており、今後も一層進行することが見込まれることから、地域資源を有効に活かしながら、来訪者を居住者へと転換させるための環境づくりが必要である。</p>	
区域区分の有無及び方針	<p>◇区域区分の有無：区域区分を定めない</p> <p>◇区域区分を定めない理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口動向等から開発圧力は低調であり、今後も市街地が急速に拡大する可能性は低い。 ・住宅のミニ開発や沿道等での施設立地などに対しては、用途地域の拡大や特定用途制限地域を指定することにより対応可能であると考えられる。 <p>以上より区域区分を実施する必要性は低いと考えられることから、区域区分を定めないこととする。</p> <p>◇今後の土地利用誘導に対する考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な環境を保ちつつ、まちのまとまりの形成や開発の誘導を適正に行うために、地区計画の活用、特定用途制限地域の指定や地区計画を併用した用途地域の変更、開発許可基準の見直しなどにより計画的な土地利用を図る必要がある。 	
区域における特記事項	<p>○観光都市として良好な環境を維持し、自然環境の保全やスプロール的な開発を抑制し土地利用の整序化を図り、まとまりのあるまちを形成し維持していくために、用途地域の拡大や特定用途制限地域の指定について検討を進める。</p> <p>○日常的な移動手段の確保、また、観光都市として公共交通によるアクセス環境の向上を図るために、バス等2次交通による移動環境の充実に向けた検討を進める。</p>	

都市計画区域	吾妻都市計画区域（線引き・ 非線引き ）	[位置図]
区域の範囲	東吾妻町の一部	
区域の特性・人口動向等	<p>○吾妻広域都市計画圏の東に位置し、浅間隠山や岩櫃山などの山々が点在し、吾妻峽に見られる奥行きのある自然に抱かれ、吾妻川沿いの平坦な地形に位置している。</p> <p>○古くから交易の地、産業の地として繁栄してきたほか、町内には吾妻溪谷温泉郷や浅間隠山温泉郷などの温泉資源にも恵まれ、生活に根付いた歴史・文化が山里的のふるさと感じさせるまちである。</p> <p>○人口は平成2年を境に減少に転じ、今後も減少が続く見込みとなっている。</p>	
現状・課題等	<p>○人口は減少傾向にあり、開発動向や建築動向も低調であるが、今後、上信自動車道の整備が進められるなど、これらの幹線道路周辺での商業関連施設の立地が見込まれるほか、今後ミニ開発の発生も懸念されることから、これらを適切に規制・誘導を行っていくことが必要である。</p> <p>○人口が減少していく中で、まちのまとまりを維持し地域の活力を持続させていくために、町内の観光資源への来訪者を定住者に転換させていくための環境づくりが必要である。</p>	
区域区分の有無及び方針	<p>◇区域区分の有無：区域区分を定めない</p> <p>◇区域区分を定めない理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口動向等から今後、市街地が急速に拡大する可能性は低い。 ・住宅のミニ開発や沿道における開発等に対しては、用途地域の拡大や特定用途制限地域を指定することにより対応可能と考えられる。 <p>以上より区域区分を実施する必要性は低いと考えられることから、区域区分を定めないこととする。</p> <p>◇今後の土地利用誘導に対する考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な環境を保ちつつ、まちのまとまりの形成や開発の誘導を適正に行うために、地区計画の活用、特定用途制限地域の指定や地区計画を併用した用途地域の変更、開発許可基準の見直しなどにより計画的な土地利用を図る必要がある。 	
区域における特記事項	<p>○上信自動車道の整備に伴う周辺での開発に対して、土地利用の整序化を図り適切に規制・誘導するために、特定用途制限地域（沿道型）の指定について検討を進める。</p> <p>○都市計画区域外において、上信自動車道の整備に伴う周辺への施設の立地などスプロール的な開発が進行する恐れがあるため、今後の開発動向を踏まえて、都市計画区域の拡大について検討を進める。</p>	